

履 修 手 引

(2 0 1 9)

平成31年度入学者（19生）適用
横浜国立大学教育学部

目 次

はじめに	1
I. 教育学部の教育方針	2
II. 履修にかかわる基本事項	3
1. 学年, 学期および休業日等	3
(1) 学年, 学期および休業日	3
(2) 修業年限および在学期間	3
2. 授業科目等	3
(1) 授業科目区分	3
(2) 授業方法	4
(3) 授業時間	4
3. 単位の基準	4
4. 授業科目の履修登録	5
(1) 履修上の注意	5
(2) 履修登録日程	6
(3) 履修登録後のキャンセル期間	6
5. 定期試験	6
(1) 筆記による試験	7
(2) 筆記による試験に関する注意事項	7
(3) 追試験	7
(4) レポート試験における作成の注意事項	8
6. 成績の評価	8
(1) 5段階の成績評価と評価基準	8
(2) G P A	9
(3) 個別成績表	9
7. 履修登録単位数の上限	9
8. 学位の授与	10
9. コンタクト教員	10
10. オフィスアワー	10
11. 交換留学推進制度 (派遣留学生)	10
III. 学校教育課程の履修および卒業要件	11
1. 授業科目履修に関する事項	12
(1) 履修基準と卒業要件	12
(2) コース・専門領域分け	14
(3) 課題研究 (ゼミナール) および卒業研究	14
(4) 卒業研究	15
1 卒業研究の着手要件	15
2 卒業研究の履修登録	15

3 「卒業研究題目届」の提出	15
4 卒業研究の成果の提出	15
5 卒業研究の成果の成績評価	15
(5) 全学教育科目の履修	16
(6) 他学部との単位互換制度	17
(7) 横浜市内大学間単位互換制度・放送大学との単位互換制度	17
(8) 履修登録単位数の上限と上限設定除外科目	17
(9) 「出席扱い願」(教育実習, 介護等体験, 学外活動・学外学習Ⅰ～Ⅲ, 学校ボランティア(宿泊体験学習支援))	17
(10) 3年次春学期の履修	18
(11) 大学院への飛び入学	18
2. 教員免許状の取得	19
(1) 取得できる教員免許状の種類	19
(2) 教職実践演習, 介護等体験および教育実習	19
1 教職実践演習	19
2 介護等体験(2年次受講)	19
3 教育実習	20
4 教育実習・介護等体験等の履修における留意事項	20
5 教員免許状取得までのスケジュール	21
6 特例措置	21
3. 学校教育課程における学部教育科目	22
(1) 課程共通	22
(2) 中学校教職関連科目	24
(3) 専門領域科目	26
1 人間形成コース	26
2 教科教育コース	29
3 特別支援教育コース	43
(4) 卒業で取得できる免許状以外の免許状の取得(副免許)	45
関係法令	47
○教育基本法	47
○学校教育法(抄)	50
○学校教育法施行規則(抄)	52
○教育職員免許法(抄)	53
○教育職員免許法施行規則(抄)	56
○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律	67

はじめに

この履修手引は、横浜国立大学教育学部の学生のみなさんが、本学での授業科目を履修するにあたり、必要な事項をまとめたものです。本学を卒業するまで、この入学年度の履修手引が皆さんの履修基準となりますので、熟読のうえ大切に保管してください。紛失した場合、再度お渡しすることはできません。

この履修手引には、履修や卒業要件に関する注意事項が記載されていますので、必ず目を通し間違いのないように注意してください。

横浜国立大学では、学習効果を自分自身で把握でき、大学における世界標準的な学生の成績評価法であるGPA制度を取り入れています。また、教育学部では、履修登録単位の上限制度を設け、学期毎に履修登録できる単位数の上限を24単位としています。このような制度は、学生のみなさんが授業の履修にあたり授業内容を厳選したうえで各自にふさわしい履修計画を立て、効果的な学習を進めていくことができるように設けられたものです。

全学教育科目の履修方法については、別冊の「全学教育科目履修案内」を、また、各授業科目の講義内容については全学教育科目および学部教育科目の「電子シラバス」を参考にしてください。これらには、授業科目に関する基本情報、担当教員に関する情報、授業の目的・内容、授業計画、履修目標・到達目標、教科書・参考書、成績評価の方法・基準および履修条件などが記載されています。それらの内容は、みなさんが自らの主体性のもとに履修科目を選定する際の参考資料であると同時に、毎時間の授業の予習・復習などを行う際に役立て、学習効果を高めるためのものです。履修計画を順調に遂行させるために、十分に活用するように心がけてください。

I. 教育学部の教育方針

教育学部学校教育課程で身に付けるべき資質・能力（ディプロマポリシー）

- 小学校に基盤をおいた学校教育を担う教員として、必要な知識・技能を身に付け、実践において活用できる能力。
- 学校教育を取り巻く今日的な課題を理解し、対応することができる能力。
- 自らの専門性を活かし、教育的な課題に他者と連携して取り組むことができる能力。
- 生涯を通じて教員として学び続けていくことができる能力。

教育学部の教育課程実施の方針（カリキュラムポリシー）

＜教育に関する基本的な学問体系を学ぶ＞

- 教育学の基礎を学ぶ
- 教科学習の指導や特別支援教育の考え方を学ぶ
- 実践に生かせる専門教育を学ぶ
 - 1年次秋学期以降は各コースそれぞれの専門領域に分かれ、各専門について少人数の環境で学び、高度な専門性を身につける。

＜実践的な指導を学校現場で学ぶ＞

- 4年間を通じてのインターン
 - 1年次から教育実践の場に参加し、児童生徒の実態を理解すると共に、自分の見出した教育の課題に4年間かけてじっくり向き合う。4年の間に様々な学校インターンシップが体験できる。
- 学内と学外での学習の往還
 - 大学における幅広い学習と教育現場での実践との行き来の中で、あるいは学年を超えた学生間の交流の中で、各自の課題解決に向けて学ぶ。

＜専門性を深め教育的課題を他者と協同的に学ぶ＞

- 学校教育を取り巻く今日的な課題に取り組む
- 教科の専門性と子どもの状況をつかむ臨床力を身につける

Ⅱ．履修にかかわる基本事項

1．学年，学期および休業日等

(1) 学年，学期および休業日

学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わり，次の2学期に分かれます。（＊）

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

休業日は，次のとおりです。

土曜日および日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

春季休業 夏季休業 冬季休業

大学入試センター試験休業日

なお，上記にかかわらず，必要に応じて休業日を変更し，または休業日に授業を行い，もしくは特別に休業日を設けることがあります。

学事暦は，各年度当初に配布する「授業時間割」等で示します。

＊本学では平成29年度から2学期6ターム併用制が導入され，他学部で開講される科目の一部に6ターム制が適用されています。詳しくは「全学教育科目履修案内」を参照してください。

(2) 修業年限および在学期間

修業年限は，4年です。

修業年限の2倍の年数を超えて在学することはできません。ただし，休学期間は，在学期間に算入されません。

2．授業科目等

(1) 授業科目区分

本学で開設する授業科目は，全学教育科目，学部教育科目に大別されます。

全学教育科目は，基礎科目（人文社会系科目，自然科学系科目），外国語科目（英語科目，初修外国語科目，日本語科目），健康スポーツ科目，グローバル教育科目（世界事情科目，国際交流科目，海外研修）およびイノベーション教育科目からなります。

学部教育科目には，基礎演習科目，基盤教育科目，専門科目があり，専門科目には，専門領域科目，中学校教職関連科目，特別支援学校教職関連科目，学校インターンシップ科目，卒業研究関連科目があります。

なお，学部教育科目にはコース・専門領域ごとに開講されるものがあります。

授業科目によっては，学年指定，クラス指定がありますので，それぞれの指示に従い履修してください。

(2) 授業方法

授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかの方法により行われます。

授業は、授業科目により次のいずれかの期間で行われます。

通 年 ……………春学期・秋学期を通して行う（１年間３０週以上）

春 学 期 ……………４月１日～９月３０日（１５週以上）

秋 学 期 ……………１０月１日～翌年３月３１日（１５週以上）

集中講義 ……………一定の期間に集中して行う（１５回分または３０回分以上）

不 定 期 ……………定まった曜日・時限以外に行う（春学期・秋学期・通年の場合がある。
１５回分または３０回分以上）

(3) 授業時間

本学における授業は、原則として月曜日から金曜日まで行われ、１日の授業は次の時限により行われます。授業時間割は、年度の初めに発表します。

時 限	開 始 ～ 終 了
第１時限	８：５０～１０：２０
第２時限	１０：３０～１２：００
第３時限	１３：００～１４：３０
第４時限	１４：４０～１６：１０
第５時限	１６：１５～１７：４５
第６時限	１７：５０～１９：２０

※第６時限は原則として補講を実施する場合の開講時限です。

3. 単位の基準

単位算出の基準は横浜国立大学学則（第４４条）の定めるところにより、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を基準とし、教育学部では、授業方法に応じ、原則として、次に示すように定めています。

区 分	実施形態	教室内学習時間	期 間	単 位
講 義、演 習	毎週１時限	２時間とみなす	半期１５週	２単位
実験、実習、実技	毎週１時限	２時間とみなす	半期１５週	１単位

１単位を修得するために必要な４５時間の学修時間とは、授業時間と自学自習時間（予習および復習の時間）を合わせた時間です。１単位を修得するためには、教室内での総授業時間を「１」とした場合、次に示す割合の教室外の予習・復習が必要とされます。

区 分	教室内授業割合	予習・復習割合
講 義、演 習	１	２
実験、実習、実技	１	０.５

具体的には、１５週の授業をもって２単位とする講義・演習科目は、総授業時間３０時間＋総自学自習時間６０時間＝９０時間の学修により、２単位を修得できます。これは毎週１時限の授業時間（９０分）に対して、２時限分の教室外の学修時間（１８０分）が必要であることを意味します。また１５週の授業をもって１単位とする実験・実習および実技科目は、授業時間３０時間＋自学自習時間１５時間＝４５時間の学修により、１単位を修得できます。大学では、授業時間のみではなく、授業外の学習が不可欠であることを確認し、担当教員が出す課題や自主的な授業外の自学自習を積極的に行うことが必要です。授業科目の単位数は、学生の都合により、複数年次に分割したり、変更したりすることはできません。

4. 授業科目の履修登録

授業科目を履修し単位を修得するには、所定の履修登録期間内に履修登録の手続きをしなければなりません。履修登録手続きは、大学内又は自宅等のパソコン等を使用して行います。まず、履修案内、シラバス、時間割表で履修方法・履修条件等を確認し、自分自身が履修する授業科目の時間割を作成してください。次に、パソコン等のブラウザから学務情報システムに接続し、時間割コードを入力することによって、履修する科目を登録します。履修登録を行わずに授業に出席しても、単位・成績を得ることはできませんので十分に注意してください。

(詳細は「学生便覧」の学務情報システム操作方法を参照してください。)

(1) 履修上の注意

- ① 履修登録期間は、原則として春学期4月と秋学期10月の年2回あります。
- ② 全学教育科目、学部教育科目ともに、春学期開講科目(集中・不定期を含む)および通年・不定期開講科目は春学期に登録します。秋学期開講科目(集中・不定期を含む)は秋学期に履修登録を行います。
- ③ 履修登録後に、春学期・秋学期ともに、学務情報システム(WE Bシステム)の履修時間割表を各自で印刷し、確認のうえ、登録に誤りがある場合は、所定の履修訂正期間に訂正してください。履修時間割表は必ず印刷し、誤りがないか確認のうえ、成績を確認するまで必ず保管してください。なお、この確認を怠り、正しく履修登録されていないことに気づかず授業に出席し、学期末試験を受験しても、単位は認定されません。十分注意してください。
- ④ 他学部が開講する学部教育科目については、履修が認められている指定された授業科目に限り履修することができます。履修できる科目は学務第一係の窓口で確認してください。
- ⑤ クラス指定されている授業科目は、指定にしたがって履修してください。
- ⑥ 時間割に開講時期が「未定」と記されている集中講義等の授業科目、特別に開講することになっている授業科目の履修登録方法については別途掲示にて指示します。
- ⑦ 教育実習の履修登録方法については別途掲示にて指示します。

【特に注意する事項】

- a 必修科目も履修登録してください。
- b 同一曜日の同一時限に開講されている授業科目を、重複して履修することはできません。
- c 履修登録できる単位数は、半期ごとに24単位まで(全学教育科目については、原則として半期ごとに12単位まで)と上限が設定されています。この上限を超えて履修登録はできません。なお、「履修登録単位数の上限」、「履修登録単位数の上限と上限設定除外科目」の項目も併せて参照してください。
- d 教室収容人員を超える全学教育科目では、原則として受講調整を行います。
また、履修登録期間中に、受講調整結果を掲示で発表しますので、受講調整後当該科目が履修できなかった場合は、別途他の授業科目を履修してください。
- e 既に単位を修得している授業科目の再履修は認められません。また、一度修得した単位の取り消しは認めません。
- f 全学教育科目では、同じ名称の授業科目が複数開講されている科目(例えば「日本国憲法」等)は、異なる教員、異なる学期、曜日、時限であっても1つの授業科目として取り扱います。同じ名称の授業科目が複数開講されている場合は、特にクラス指定がなければ、1つの

授業科目のみを選択履修してください。全学教育科目における授業科目名変更に伴う重複履修禁止科目については、「全学教育科目履修案内」を参照してください。

- g 正当な理由がなく履修登録を行わない者、前年度修得単位数が15単位に満たない者（卒業年次の者を除く）、通算GPAが2.0未満の者については、修学の意志が欠けているものとして指導し、それに従わない場合には警告または退学勧告をします。

（２）履修登録日程

履修登録を行う者は、以下の受付期間に学務情報システムにより登録し、履修時間割表を必ず各自で印刷して、履修登録の確認を行い、必要があれば訂正期間中に訂正してください。訂正期間中に訂正ができるのは、履修登録期間に1科目以上登録をした者に限ります。

	春学期	秋学期
履修登録期間	4月中旬の2週間	10月上旬の2週間
履修登録訂正期間	5月上旬の3日間	10月下旬の3日間

上記の期間は目安です。履修登録期間は、学期の初めに掲示や配布物にて周知します。履修登録等の手続きは時間厳守で行われているので、受付時間など掲示を見落とさないように十分注意してください。

なお、本人の疾病等やむを得ない事由により履修登録期間内に履修登録ができなかった場合には、原則として履修登録訂正期間までに学務第一係に申し出てください。

（３）履修登録後のキャンセル期間

もし履修登録訂正期間終了後に履修を取りやめたい科目がある場合は、指定された履修登録キャンセル期間（目安として履修登録期間終了日から3週間後まで。期間は掲示等で確認すること）内に学務情報システムより履修登録した科目のキャンセルを行ってください。

集中講義・不定期授業（全学教育科目、他学部の科目を除く）のキャンセルは、授業最終日（土・日・祝日等の場合は直後の平日）までに学務第一係でキャンセル手続きを行ってください。

ただし、学外で行われる集中講義・不定期授業については、授業開始日より前に手続きを行うことが望ましいです。

【注意事項】

- a 履修登録キャンセル期間は、履修登録した科目を取り消すための手続き期間であり、キャンセルした科目の代替科目を、あらためて履修登録することはできません。
- b 履修登録キャンセルは全学統一期間に行われ、それ以外の期間には履修登録した科目のキャンセルは原則としてできません。
- c 交換留学派遣生として決定した者などの特別な事情が生じた者は、学務第一係まで申し出て所定の手続きを行えば、期間外でもキャンセルが認められる場合があります。

5. 定期試験

定期試験は、学期末に、筆記による試験またはレポート提出、もしくは実技の審査により行います。

試験は、当該授業科目の履修登録を行い、かつ当該授業に2分の1以上出席した者でなければ受験することができません。また、授業科目によっては、より厳しい出席回数を受験要件とする場合があります。

(1) 筆記による試験

筆記による試験は、試験期間(学期末の定められた期間)に実施されますが、授業科目によっては、学期の途中に実施する場合があります。試験期間に行う試験にあつては、試験時間割を別途掲示しますが、教室が変更になることがありますので、注意してください。

学期の途中において行う試験については、授業時間中に担当教員が直接指示しますので、掲示による通知は行いません。履修登録を行った授業には毎回必ず出席してください。

(2) 筆記による試験に関する注意事項

- ① 受験の際は、必ず学生証を机上に提示してください。
- ② 学生証を携帯していない学生は、試験日当日の試験開始前までに学務第一係へ申し出て、仮受験票を受け取ったうえで受験してください。この仮受験票の有効期間は発行日限りです。
- ③ 遅刻は、原則として認められません。
- ④ 試験開始後30分経過するまでは、試験室から退出は許可されません。
- ⑤ 試験室では一列おきに着席してください。
- ⑥ 学生証、筆記用具、時計及び特に持ち込みを許可されたもの以外の持ち物は、カバン等に入れて足下に置いて受験してください。
- ⑦ 携帯電話等は電源を切り、カバン等に入れておいてください。時計代わりには使用できません。
- ⑧ 授業科目によっては、上記によらない場合がありますので、担当教員の指示に従ってください。
- ⑨ 受験に際して、万一不正行為があったときは、当該学期の履修登録の単位がすべて無効とされるなどのほか、本学の学生の懲戒に関する規則に基づき、退学・停学等の懲戒処分が科せられます。

(3) 追試験

次の(ア)～(エ)に該当する事由により学期末試験期間内に行われた試験科目を受験できなかった場合には、その科目について追試験を申請することができます。

- (ア) 本人の疾病又は負傷(医師の診断書を必要とする)
- (イ) 両親又は同居の親族の死亡(事実を確認できる書類を必要とする)
- (ウ) 交通機関の著しい遅延・運休(事実を証明する書類を必要とする)
- (エ) その他、学部長がやむを得ない理由があると認めたとき(理由を説明する文書を必要とする)

追試験の申請は、下記の要領に従ってください。追試験の可否、実施日、実施方法などについては、追って申請者に連絡します。なお、申請した追試験が受験できなかった場合には、再度の追試験は行いません。

- ・申請期限：学期末試験期間終了日の翌日の17時まで(土・日・祝日等の場合は直後の平日まで)
- ・申請窓口：全学教育科目又は学部教育科目→教育学系事務部学務第一係
- ・申請方法：追試験申請書と併せ必要書類を提出してください。本人が直接窓口を持参できない場合には、代理人や電子メールによる申請も可能です。詳細は各担当窓口へ問い合わせてください。

(4) レポート試験における作成の注意事項

- ① レポートの作成・提出については、すべて科目担当者の指示通りにしてください。
- ② なお、レポートは科目担当者から学務第一係へ提出するよう指示された場合は、提出締切日の17時まで提出してください。
- ③ レポートは学生個人が自己の責任において作成するものであり、教員から特別な指示がない限り、一人一人別のものを提出してください。
- ④ 他人の文章（インターネット上の情報も含む）を引用する場合には、引用部分を明示し、出典を明記すること。出典を記載することなく転記したり、それを組み合わせたりして、他人の文章を使用することは「盗用」であり、社会的倫理に反する行為です。自分が作成したレポートを他人に見せ、それが他の人によって流用された場合も同様で、その双方ともに倫理に反する行為をしたとみなされます。
- ⑤ レポート試験において倫理に反する行為が発覚し、不正行為に該当すると判断された場合には、筆記による試験と同様に本学の規則により懲戒処分が科せられることがあります。

6. 成績の評価

(1) 5段階の成績評価と評価基準

本学では授業の成績評価に5段階の成績評価グレード（秀，優，良，可，不可）を用いています。授業における成績評価は、履修目標，到達目標に準じて行われ、履修目標，到達目標と成績グレードの関係は「成績評価の基準表」で表しています。なお、「可」以上を修得すると所定の単位を与えます。ただし、5段階の成績グレードで表し難い授業科目については「合格・不合格」で表し、「合格」を修得すると単位が与えられます。

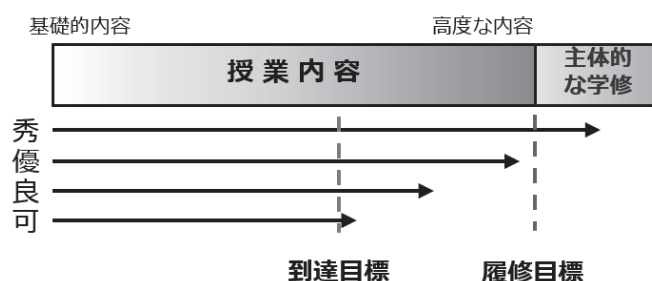
成績評価の基準表

成績グレード	秀	優	良	可	不可
評価点	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
基準	履修目標を越えたレベルを達成している	履修目標を達成している	履修目標と到達目標の間にあるレベルを達成している	到達目標を達成している	到達目標を達成していない

履修目標：授業で扱う内容（授業のねらい）を示す目標です。より高度な内容は自主的な学修で身につけることを必要としています。

到達目標：授業を履修する学生が最低限身につける内容を示す目標です。履修目標を達成するには、さらなる学修を必要としている段階です。

※履修目標，到達目標と成績グレードとの関係



※評価点はシラバスに記載する成績評価の基準によって担当教員が算出している点数であり、

必ずしも定期試験等の点数と同じではありません。

(2) GPA

本学ではGPA (Grade Point Average) を導入しています。GPAとは、皆さんが履修した科目の評価をGP (Grade Point) に置き換え、GPに履修した単位数をかけその総和を履修登録の総単位数で割り算出するものです。

本学では、GPAが2.0以上であることが卒業要件となっています。

成績グレード	合格				不合格
	秀 (S)	優 (A)	良 (B)	可 (C)	不可 (F)
GP	4.5	4	3	2	0

$$GPA = \frac{(GP \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{履修科目単位数の総和}}$$

評価が「不可」の授業科目については、再履修を行うことができます。再履修を行った場合、成績 (GP) は再履修後のものが採用され、履修科目単位数の総和 (GPAの分母) は増えません。なお、開講科目の中には、隔年開講のため翌年再履修できないものや、異なる内容の授業であっても同じ科目名であれば再履修可能なものなどがあります。これらについては履修登録に際して履修手引等の冊子の他、掲示等にも十分注意して確認してください。再履修を行った科目は履修時間割表に印がつかますので、必ず確認してください。

以下の科目はGPAの対象外です。

- ・入学前既修得単位として認定された科目
- ・他大学開講科目で単位認定された科目
- ・交換留学 (派遣) による認定科目
- ・「合格」「不合格」で評価される科目

(3) 個別成績表

成績評価の結果は、春学期開講科目については10月初旬に、秋学期・通年開講科目については、翌年度の始めに個別成績表により発表します。個別成績表の配布方法等は、掲示により通知します。

また、入学時に個別成績表を保護者等へ通知することを希望した学生については、年1回5月ごろに入学時に希望した住所へ、前年度末までの成績を含んだ個別成績表を送付します。入学後に通知を希望する場合や、送付宛先や住所など内容に変更があった場合は、学務第一係へ申し出てください。

7. 履修登録単位数の上限

履修登録できる単位数は半期毎に24単位までと上限が設定されていますので、この枠内で行ってください。ただし、この上限設定から除外される科目群がありますので、登録に際しては掲示や配布資料等によって必ず上限設定除外科目名を確認のうえ、間違いのないよう登録してください (Ⅲ. 1. (8)「履修登録単位数の上限と上限設定除外科目」も参照)。

*全学教育科目は半期毎に12単位が上限です。ただし、グローバル教育科目は12単位に加えて4単位を上限に履修登録ができます。

8. 学位の授与

本学部を卒業した者には、「学士（教育）」の学位が授与されます。

9. コンタクト教員

本学部では、学生一人一人に対して学修上の支援，指導等を行うコンタクト教員制度を設けていますので積極的に活用してください。コンタクト教員名は別途お知らせします。

10. オフィスアワー

本学部では、オフィスアワーを設けています。教員ごとに設定されたオフィスアワーには教員が研究室で待機し、履修上の相談，担当授業についての質問等に応じていますので、積極的に活用してください。

各教員のオフィスアワーは、年度当初に配付する「授業時間割」を参照してください。

11. 交換留学推進制度（派遣留学生）

諸外国の大学との交流を図り、相互理解と友好親善を増進するため、本学や本学部と交流協定を締結している大学等に学生を派遣する制度です。

派遣期間：概ね6か月以上1年以内

派遣地域：アジア，オセアニア，北米，南米，欧州，アフリカ等

興味のある者は5月又は6月（予定）に開催される説明会に必ず参加してください。この制度への申し込み手続等に関しては別途掲示により指示します。交換留学推進制度の詳細については学務第一係および学務部国際教育課留学交流係（交換留学担当）に問い合わせてください。

派遣先で修得した単位は、本学部の単位に認定できる場合があります。単位の認定を希望する場合は、事前にホームページ等で派遣先大学のシラバス等を調査し、帰国後すみやかに学務第一係へ申請してください。なお、交換留学において日本学生支援機構（JASSO）から奨学金を受けられることとなった場合、**単位認定は必須**です。

また、留学の決定した学期または留学から帰国した学期において、履修を希望する授業科目を期間外登録できる場合があります。詳細は学務第一係へ問い合わせてください。

なお、この制度を利用して留学した場合、留学期間は在学期間に含まれますが、十分な履修計画を立てていなければ、4年間で卒業できないおそれがありますので、注意してください。

Ⅲ. 学校教育課程の履修および卒業要件

学校教育課程は、人間形成コース、教科教育コース、特別支援教育コースの3コースから編成されています。さらに人間形成コースには3つの専門領域（教育基礎、心理発達、日本語教育）、教科教育コースには10の専門領域（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭科、英語）が置かれています。コース分け、および専門領域の選択・決定は、1年次秋学期までに行います（一部については入学の時点で決定）。すべてのコースで卒業要件として定める所定の単位を修得しなければなりません。それにより小学校教諭1種免許状を取得することができます。このほかに、教科教育コースでは中学・高等学校教諭1種免許状を、特別支援教育コースでは特別支援学校教諭1種免許状を取得することができます。

カリキュラムは、社会的視野に立って学校教育を理解し、教師としての臨床的実践能力が獲得できるように構成されています。1年次から教育実践の場に積極的に参加して児童・生徒の実態や教育の諸問題に触れ、その理解と解決の方策を探求し、さらに教育実践の場にフィードバックできるよう、授業科目が系統的に配置されています。アカデミック・リテラシー、シビック・リテラシー、情報リテラシーといった学修の基礎を養い、それらを大学での学びと連携させたり、全学教育と学部教育を有機的に関連させたりするために、少人数の「基礎演習」が1年次の必修となっています。また、学外での体験活動等の単位化も図り、そのうえで、基盤教育科目、専門領域科目、卒業研究を履修します。なお、教育職員免許法の特例等に関する法令に基づく「介護等体験」を2年次で行うことになっています。

教育に関わる臨床的能力の育成をめざすという観点から実践的・体験的な学習をするために、4年間を通じて、異なったタイプの教育現場での体験を配置しています。まず、1年次秋学期の「教育実地研究」では、学校観のリフレッシュともいうべき、観察実習があります。2年次の「スクールデー実践」では、学校をフィールドとして研究したり、ボランティア活動を行ったりします。教科教育コースでは2年次の「中等教科教育法」において、同様な体験実習が含まれています。これらの経験を踏まえて、3年次春学期に、小学校・中学校・特別支援学校において「教育実習」が実施されます。これらの教職に関する科目等については、その履修履歴を1年次より「教職履修カルテ」に学生自身が記入し、履修履歴の把握に努めながら、4年次秋学期の「教職実践演習」において各教育実習と大学内での授業の体系的総括を行うこととなります。1年次の秋学期には、各コース（人間形成コース、教科教育コース、特別支援教育コース）のそれぞれの専門領域（教育基礎、心理発達、日本語教育、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭科、英語、特別支援教育）に分かれて「教育実地研究」等の学習をスタートさせ、2年次以降、各専門について少人数の教育環境で学ぶことができます。

1. 授業科目履修に関する事項

(1) 履修基準と卒業要件

1 履修基準表

履修基準表（学校教育課程で修得すべき単位数一覧）

科目区分			修得すべき単位数	
全 学 教 育 科 目	基礎科目	人文社会系科目	4 以上 (日本国憲法 2 単位を含む)	
		自然科学系科目	2 以上	
	外国語科目		4 以上	
		英語科目	4 以上	
		初修外国語科目	0 以上	
		日本語科目 (留学生)	0 以上 注	
	健康スポーツ科目		2 以上	
	グローバル教育科目	世界事情科目	0 以上	
		国際交流科目		
		海外研修		
イノベーション教育科目		0 以上		
学 部 教 育 科 目	基礎演習科目	基礎演習	2	4
		コンピューティング	2	
	基盤教育科目		6 5 以上	
	専門科目	学校インターン シップ科目	4 以上	
		専門領域科目	人間形成コース	2 6 以上
			教科教育コース	2 0 以上
			特別支援教育コース	3 2 以上
		中学校教職関連科目	教科教育コース	1 1 以上
		特別支援学校教職関 連科目 (教育実習Ⅲ)	特別支援教育コース	3
		卒業研究関連科目	6	

注…留学生のみ日本語科目を履修することができ、初修外国語の単位とすることができる。

2 卒業に必要な単位

	全学教育 科目	学部教育科目			総計
		基礎演習 科目	基盤教育 科目	専門科目	
人間形成コース	16以上	4	65以上	36以上	130以上
教科教育コース	16以上	4	65以上	41以上	130以上
特別支援教育コース	16以上	4	65以上	45以上	132以上

※各コースとも、各科目区分の「修得すべき単位数」を合計すると、「総計」と同数にはなりません。不足する単位数は、各科目区分の中から選択履修して、合計単位数が「総計」単位数を満たすようにしてください。

3 卒業要件：学校教育課程で学位を取得し卒業するためには、下記の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 4年以上在学していること（休学期間を除く）
- ② 履修基準表が示す、各授業科目区分に定められた単位数を修得すること
- ③ 各コースで指定する免許を取得するために必要な単位を修得すること
- ④ 卒業に必要な単位数に含まれる科目のGPAが2.0以上であること

(2) コース・専門領域分け

1 年次秋学期までに、下記の表に示されたコース・専門領域分けを行います。入学時に既に領域が決定している場合もあります。

学校教育課程のコース，専門領域

コ ー ス	専 門 領 域
人間形成コース	教 育 基 礎 心 理 発 達 日 本 語 教 育
教科教育コース	国 語 社 会 数 学 理 科 音 楽 美 術 保 健 体 育 技 術 家 庭 科 英 語
特別支援教育コース	

コース・専門領域分けは、次の手順と方法により実施します。

- ① コース・各専門領域の受け入れ上限数：1 年次の 4 月末までに発表します。
- ② コース・専門領域に関する情報提供：「基礎演習」，「教職入門」の授業時間，「コース・専門領域分け説明会」などで行います。
- ③ コース・専門領域の希望調査：「基礎演習」，「教職入門」の授業時間などで行います。
- ④ コース・専門領域の決定：特別の事情がない限り，希望者を受け入れ上限数まで受け入れます。

* 希望者がコース・各専門領域の受け入れ上限数を超えた場合，当該コース・専門領域は，1 年次春学期の学習状況，面接，試験等に基づいて選考を実施し，受け入れ学生を決定します。

(3) 課題研究（ゼミナール）および卒業研究

「課題研究（ゼミナール）」（3 年秋学期，2 単位）は，卒業研究関連科目として位置づけられ，学生は必ず受講し，単位を修得しなければ卒業研究に着手することはできません。したがって「課題研究（ゼミナール）」の担当教員と卒業研究の指導教員は，原則として同一の教員になります。学生は，オフィスアワーなどを利用して教員と話し合い，合意を得て 3 年次の「課題研究（ゼミナール）」の履修登録を行ってください。

なお，各自の所属する専門領域以外の教員を卒業研究指導教員とすることも可能です。その場合は，所属する専門領域の代表の教員に必ず事前に相談してください。なお，教科教育コースの場合は，所属する専門領域科目の中学校免許取得に必要な 20 単位に 4 単位追加して修得する必要があります。

また，教員によっては，別に履修条件がありますので，卒業研究を履修するにあたってその条件を満たしておく必要があります。

(4) 卒業研究

1. 卒業研究の着手要件（授業科目「卒業研究」を履修登録するための要件）

学校教育課程で卒業研究に着手するためには（授業科目「卒業研究」を履修登録するためには）、該当年度の4月1日現在で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 教育実習Ⅰ（小学校）の単位を修得していること（ただし、教育実習Ⅰの着手要件を満たしている者で、病欠その他、やむを得ない事情の場合はその限りではない）。
- ② 3年次秋学期に開講される「課題研究（ゼミナール）」（2単位）を修得していること。
- ③ その他、領域により個別の条件を課す場合もある（専門領域のページを参照のこと）。

2. 卒業研究の履修登録

卒業研究に着手する学生は、他の授業科目と同様に、前述の履修登録方法に従って卒業研究の履修登録を行わなければなりません。

また、卒業研究の履修登録に際しては、あらかじめ指導教員を決定しておかなければなりません。指導教員は、学校教育課程のどの専任教員でもかまいませんが、個々の教員が指導できる学生数や、学生の興味・関心と教員の専門分野との適合性などがありますので、当該教員と話し合いのうえ合意を得るものとします。各教員への相談は、後述するオフィスアワーを積極的に利用して行ってください。

3. 「卒業研究題目届」の提出

卒業研究に着手した学生は、指導教員の指導に従い卒業研究題目を決定し、6月末日までに「卒業研究題目届」を学務第一係に提出しなければなりません。届出がない場合は、卒業研究の単位が認められません。

なお「卒業研究題目届」は、前記1. および2. の要件を満たしていない場合には受理されません。

4. 卒業研究の成果の提出

卒業研究の成果の提出方法等は次のとおりです。

- ① 卒業研究の成果の形式は、論文、報告書、作品、演奏、製作物、演技等としますが、いずれの形式によるかは指導教員の承認を得て決定してください。
- ② 卒業研究の成果の提出は、卒業研究の成果等に「卒業研究提出票」を添えて行ってください。卒業研究の成果が大学への持ち込みが不可能な場合には、当該成果の写真（キャビネ版）を所定の用紙に貼付し、「卒業研究提出票」を添えて提出してください。
その他、卒業研究の成果の提出の詳細については、別途指示します。
- ③ 提出期限は、1月末日（土曜日または日曜日の場合は直前の金曜日）の16時10分とし、期限を過ぎたものは一切受理しません。詳細は掲示で確認してください。

5. 卒業研究の成果の成績評価

卒業研究の成果の成績は、「秀」、「優」、「良」、「可」、および「不可」とし、「可」以上に単位を与えるものとします。

(5) 全学教育科目の履修

全学教育科目に関する詳細については、「全学教育科目履修案内」および全学教育科目の電子シラバスを参照してください。全学教育科目の履修登録上限は半期で原則12単位です。

① 全学教育科目の修得単位数

全学教育科目の修得すべき単位数（16単位以上）は、次の(1)(2)の通りです。

- (1) 基礎科目6単位（人文社会系科目4単位〔日本国憲法2単位を含む〕、自然科学系科目2単位）、健康スポーツ科目2単位、外国語科目4単位（英語科目4単位）を修得します。
- (2) 上記(1)の単位数（下線部）の合計は12単位です。全学教育科目の中から追加で選択履修して、修得する**合計単位数を16以上**にします。

② 基礎科目

人文社会系科目4単位以上〔日本国憲法2単位を含む〕、自然科学系科目2単位以上を修得してください。「**日本国憲法**」（**人文社会系、2単位**）の修得は教員免許状を取得する際の必須条件ですので、必ず単位を修得してください。

③ 健康スポーツ科目

「健康スポーツ演習A」（2単位）を必ず1年次に履修し、単位を修得してください。選択科目の「健康スポーツ演習B」（2単位）の履修は、教育学部生は2年次からとなります。

④ 外国語科目

外国語科目は、次の(1)～(3)に従い**最大8単位**を卒業に必要な全学教育科目の単位にすることができます。

- (1) 英語科目については、英語実習4科目「自立英語、英語LR(Listening/Reading)、英語プレゼンテーション、英語ライティング(各1単位、合計4単位)」が**必修科目**です。
1年次の全ての英語科目は、指定クラスの曜日・時限において履修します。
- (2) 初修外国語科目については、英語以外の8言語が履修できます。初修外国語実習は、同一言語の「実習1＋実習2(各1単位、一組2単位)」を卒業に必要な全学教育科目の単位にすることができます。実習1(春semester開講科目)の単位を修得しないと実習2(秋semester開講科目)を履修できません。ただし、ギリシャ語及びラテン語は、1単位ごとの履修が可能です。初修外国語科目を履修する場合は2年次以降に他学部学生向けの授業を履修しますが、定員超過の場合や学部専門科目が優先される場合には、履修できないこともあります。3年次以降で「英語以外の外国語演習」を履修するためには、原則として同一言語の実習科目4単位以上を修得している必要があります。
- (3) 日本語科目については、外国人留学生が日本語科目を履修することにより卒業に必要な全学教育科目の単位にすることができます。日本語科目の履修方法に従い、1単位ごとの履修が可能です。

⑤ グローバル教育科目

グローバル教育科目は、3科目区分「世界事情科目、国際交流科目、海外研修」の科目(各2単位)を卒業に必要な全学教育科目の単位にすることができます。

国際交流科目は、都市科学部都市社会共生学科及び国際戦略推進機構が共同運営する「YOKOHAMA Creative-City Studies(YCCS)特別プログラム」の英語による授業科目で、全ての学部生が履修できます。履修を希望する学生は、授業担当教員の承諾を得たうえで履修手続きを行います。ただし、国際交流科目において、国際戦略推進機構が開設する科目(全学教育科目に分類される科目)については卒業に必要な単位にすることができますが、学部が開設する専門科目については増加単位として扱われ、卒業に必要な単

位にすることができません。

⑥ イノベーション教育科目

イノベーション教育科目は、4領域「入門的基幹知(領域)、技術革新思考(領域)、社会実装 戦略(領域)、キャリア形成実践知(領域)」の科目(各2単位)を卒業に必要な全学校教育科目の単位にすることができます。

(6) 他学部との単位互換制度

本学には、他学部の学部教育科目の授業を履修できる「単位互換制度」があります。履修できる授業科目のリストおよび履修手続きについては、毎年度の初めに示されます。受講を希望する学生は、学務第一係の窓口で、受講可能な授業科目を確認したうえで履修手続きを行ってください。

単位互換制度により履修できる単位数の上限は30単位ですが、学校教育課程では修得した単位はすべて増加単位として扱われ、卒業に必要な単位として算入することはできません。

(7) 横浜市内大学間単位互換制度・放送大学との単位互換制度

これらは、「横浜市内大学間単位互換制度」に参加する大学や放送大学の提供する授業科目を履修し、所属大学の単位として認定する制度です。他大学の提供する科目を受講できる単位数の上限は60単位で、修得した単位はすべて増加単位として扱われ、卒業に必要な単位として算入することはできません。

出願時期は、本学の授業の履修登録期間とは異なりますのでご注意ください。手続きの詳細は掲示板を確認したうえで、教育企画課(学生センター2F)に問い合わせてください。

(8) 履修登録単位数の上限と上限設定除外科目

履修登録できる単位数は、**半期ごとに24単位まで**と上限が設定されているので、この枠内で行ってください。ただし、次の科目は上限設定から除外されます。この上限設定除外科目については、掲示や配付資料での指示もありますから、そちらの方も注意して確認の上、間違いのないよう履修登録してください。

履修登録上限設定除外科目の一覧

1. 国際交流科目(ただし、YCCS 特別プログラムに提供される学部開設の専門科目のみ)
2. 他大学(海外を含む)で履修する科目
3. 卒業関連科目(課題研究(ゼミナール)・卒業研究)
4. 教育実習・教育実習関連科目(「中等教科教育法」「教職実践演習」)
5. 学校インターンシップ科目(「教育実地研究」「スクールデー実践」「学外活動・学外学習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」)
6. 集中・不定期科目(隔年開講科目を含む)
7. 副免許取得のための科目
8. その他、課程が指定した科目

(9) 「出席扱い願」(教育実習、介護等体験、学外活動・学外学習Ⅰ～Ⅲ、学校ボランティア(宿泊体験学習支援))

教育実習と一般の授業は重複して受講しないこと、また、学外活動・学外学習Ⅰ～Ⅲ、学校ボランティア(宿泊体験学習支援)は、履修している授業のある時間帯には活動しないこ

とを原則としています。ただし、授業期間中あるいは授業のある時間帯に行わざるを得ない場合は、当該授業の担当教員に「出席扱い願」を提出し、欠席した回の授業に関わる学習について担当教員の指導に従うことにより出席扱いとすることができます。

また、介護等体験についても、当該授業の担当教員に「出席扱い願」を提出し、欠席した回の授業に関わる学習について担当教員の指導に従うことにより出席扱いとすることができます。

教育実習、介護等体験、学外活動・学外学習Ⅰ～Ⅲ、学校ボランティア（宿泊体験学習支援）のための欠席は、原則として、一科目の授業（15回）につき合計3回まで、「出席扱い願」を提出し担当教員の指導に従うことにより出席扱いとすることができます。そのためには、所定の「出席扱い願」を、当該授業の担当教員および関係委員会等（教育実習委員会、介護等体験委員会、学外活動支援委員会、学務第一係）に事前に提出する必要があります。なお、学外活動・学外学習Ⅰ～Ⅲについては、決められた期日までに学外活動支援委員会に活動希望登録（学外活動・学外学習のホームページ上からの委員会登録）をし、事前に活動計画書を提出しなければ、「出席扱い願」を提出することはできません。また、学校ボランティア（宿泊体験学習支援）については、①活動先の学校担当者の署名・捺印が確認できる「活動依頼書」（用紙は学務第一係で配布）、②小・中学校が作成する宿泊体験学習のしおり等、活動を希望する宿泊体験学習の日程と行先が明記されている書類を学務第一係に提示しなければ、「出席扱い願」の用紙を受け取ることはできません。

(10) 3年次春学期の履修

3年次春学期において教育実習Ⅰ（小学校）を履修する者は、春学期には集中・不定期の科目しか履修できません。履修登録の際には各専門領域の指示に従い間違いのないよう注意してください。

(11) 教職大学院への飛び入学

教職大学院の入学試験の制度には、飛び入学制度があります。ただし、飛び入学制度を用いて教職大学院に進学した場合、学士の学位は授与されないので注意する必要があります。希望者は3年次春学期の履修登録期間までにコンタクト教員に相談し、詳細については必ず教職大学院窓口で確認してください。

※詳しい審査基準については、教職大学院のウェブサイトを参照してください。

2. 教員免許状の取得

(1) 取得できる教員免許状の種類

学校教育課程の各コースで取得できる教育職員免許状(以下教員免許状)は次のとおりです。

	小学校 1 種	特別支援学校 1 種	中学校 1 種	高等学校 1 種
人間形成コース	◎	○	○	△
教科教育コース	◎	○	◎	△
特別支援教育コース	◎	◎	○	△

【注】 ◎……卒業に必要な単位を修得することにより取得可能 ○……取得可能

△……中学校 1 種の他に必要な単位を修得することにより取得可能

(2) 教職実践演習、介護等体験および教育実習

小学校および中学校の教員免許を取得するためには、大学の講義・演習などの授業だけでなく、社会福祉施設や特別支援学校などで行われる介護等体験に参加し、上記のコース別に小・中学校や特別支援学校で実施する教育実習を履修して単位を修得しなければなりません。また、1 年次から「教職履修カルテ」を使って履修履歴を記録の上把握し、4 年次秋学期に「教職実践演習」という 4 年間の総括のための演習科目を履修・修得しなければなりません。次の 1～6 の内容を確認し、必要な手続き等をきちんと行い、体験・実習・演習に備えてください。

1 教職実践演習

教員免許状を取得するためには、4 年次秋学期に開講される「教職実践演習」を修得しなければなりません。

教職実践演習は、教員になるうえで自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることを目的とした科目です。教職実践演習を履修するにあたっては、1 年次から教職実践演習の授業を受けるまでの間に各自で教職履修カルテに記入しなければなりません (WEB 上で入力)。また、原則として取得を希望する免許に関する教育実習の単位を修得していることが必要です。

2 介護等体験 (2 年次受講)

小学校および中学校の教員免許状を取得するためには、1 年次 2 月に実施する介護等体験のオリエンテーションに参加し、「介護等体験」の申し込みを行わなければなりません。そして 2 年次に 2 種類計 7 日間の介護等体験を行い、それぞれの体験が終了したら、体験先から『介護等体験の手引』(オリエンテーションで配布)に綴じ込んである「介護等体験実施証明書」に、体験を行った証明を受けてください。この「証明書」は、各自責任を持って保管し、教員免許状一括申請時(4 年次)に提出してください。「**証明書**」を紛失した場合は、**再発行されません。**

介護等体験計 7 日間の内訳は、原則として次の標準日数とします。

社会福祉施設等での体験	5 日間	計 7 日間
特別支援学校での体験	2 日間	

介護等体験の実施方法、教員免許状一括申請の具体的方法については別途指示します。

※なお、身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者で障害の程度が 1 級から 6 級の者)については、介護等体験を行うことを要しません。また、特別支援教育コースの学生および特別支援学校教員の免許取得を目的として

特別支援学校で教育実習を行う学生は、介護等体験が免除されます。

3 教育実習

① 教員免許状を取得するためには、次の教育実習の単位を修得しなければなりません。

教育実習の名称	単位数	対象のコースと各科目の履修要件
教育実習Ⅰ（小学校） （事前指導・事後指導を含む）	5	【対象のコース】 ・学校教育課程のすべてのコース（必修） 【履修要件】 ・2年次終了時点における修得単位が、「教育実地研究」を含めて60単位以上であること ・GPAが2.0以上であること
教育実習Ⅱ（中学校） （事前指導・事後指導を含む）	3	【対象のコース】 ・教科教育コース（必修） 【履修要件】 ・教育実習Ⅰを履修していること
教育実習Ⅲ（特別支援学校） （事前指導・事後指導を含む）	3	【対象のコース】 ・特別支援教育コース（必修） 【履修要件】 ・教育実習Ⅰを履修していること ・「知的障害児の教育」、「知的障害児の心理」、「障害児の生理と病理」、「知的障害児の教育課程」、「特別支援教育概論」の中から3科目以上の単位を修得していることが望ましい

※人間形成コースおよび特別支援教育コースの学生で、中学校または高等学校の教員免許状の取得を希望する学生は、該当する教科の教育実習Ⅱ（中学校）を履修しなければなりません。

※高等学校の教員免許状取得を目指す場合の教育実習の単位は、中学校の教育実習単位が使えるので高校の教育実習は不要です。

※教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの履修要件は、上記の要件以外に各専門領域が特定の履修要件（指定する授業科目の履修等）を定める場合、それを満たさなければなりません。

② 教育実習の詳細については、2年次（4月の教育実習登録説明会時）に配布する『教育実習の手引』に記載されているので、よく読んでください。

③ 教育実習を履修するにあたって、受講する年度の前年の提出期間に「教育実習登録カード」を必ず提出してください。提出しないと翌年度の教育実習は受けられません。登録カードを提出後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに学務第二係に変更内容を届け出てください。

【注】3年次の4月に教育実習Ⅰの履修要件が満たされない場合には、教育実習は全て4年次以降に実施となります。教育実習Ⅰは卒業研究の着手要件（P.15）となっていることから、3年次に教育実習Ⅰを履修できない場合は、4年次に卒業研究に着手できないため、卒業は延期となります。

4 教育実習・介護等体験等の履修における留意事項

学校現場に出向く全員必修の「教育実地研究（1年）」、「介護等体験（2年）」、「スクーラーデー実践（2年）」「教育実習（3年）」などの実習は、小・中学校、特別支援学校、介護施設等において行います。これらの科目等は必修であり、履修する学生は、日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険（賠償責任保険付帯）」、あるいは、大学生協の「生命共済および学生賠償責任保険」に入学時に加入することが義務づけられています。

また、麻しん（はしか）については、麻しんの抗体を有していること、あるいは、麻しんの予防接種を2回受けていることが必要です。入学時に、次の（1）（2）のどちらかを証明する書類の提出を求めます。（コピー可）

（1）麻しんの抗体を有していることの証明書（「抗体検査結果証明書」：平成27年4月以降に検査されたものに限ります。）

(2) 麻しんの予防接種を2回行っていることの証明書(「予防接種実施証明書」や「母子健康手帳(表紙と予防接種履歴がわかるページ)」等)

5 教員免許状取得までのスケジュール

※ 注意：4年次に教員免許状一括申請の申し込みをし、所定の書類を提出した場合は、卒業時に学位記(卒業証書)とあわせて教員免許状が交付されます。一括申請の申し込み時期(4年次の4月)は必ず掲示等にて確認してください。

なお、小学校および中学校の場合は、**介護等体験の実施証明書(原本)**が必要となります。

	介護等体験 (全 員)	小学校の教員免許 状を取得する場合 (全 員)	中学校・高等学校の教員免許状を取 得する場合		特別支援学校の教員免許状を取得す る場合	
			教科教育コース の学生(全員)	特別支援教育コース の学生(希望者)	特別支援教育コース の学生(全員)	人間形成コース・ 教科教育コースの 学生(希望者)
1 年 次	2月 オリエンテーショ ン ¹⁾					
2 年 次	4月(上旬) 健康診断を受診 (学内)	4月(中旬) 教育実習登録説明会 ²⁾				
	5月～翌年3月 7日間の介護等体 験を実施 ³⁾	5月指定期日まで 「教育実習Ⅰ登録 カード」を提出	5月指定期日まで 「教育実習Ⅱ登録 カード」を提出		5月指定期日まで 「教育実習Ⅲ登録 カード」を提出	
3 年 次		4月(上旬) 健康診断を受診(学内)			4月(上旬) 健康診断を受診 (学内)	
		4月(中旬～下旬) 教育実習Ⅰ・Ⅱ事前指導(大学で実施)		5月指定期日まで 「教育実習Ⅱ登録 カード」を提出	教育実習Ⅲ事前指 導 ⁴⁾	7月指定期日まで 「教育実習Ⅲ登録 カード」を提出
		5月～7月 教育実習Ⅰ実施	主に9月(又は1 0月下旬～11月) 教育実習Ⅱ実施		9月 教育実習Ⅲ実施 ⁵⁾	
		事後指導	事後指導		事後指導	
4 年 次				4月(上旬) 健康診断を受診 (学内)		4月(上旬) 健康診断を受診 (学内)
				教育実習Ⅱ事前指 導		教育実習Ⅲ事前指 導 ⁴⁾
				主に9月(又は10 月下旬～11月) 教育実習Ⅱ実施		9月 教育実習Ⅲ実施 ⁵⁾
				事後指導		事後指導
		秋学期「教職実践演習」を履修				

- 1) 介護等体験を申し込み、配布される『介護等体験の手引』を熟読しておくこと。
- 2) 配布される『教育実習の手引』を必ず入手し、熟読しておくこと(4年間使用するので紛失に注意。)
- 3) 「実施証明書」に証明してもらうこと。
- 4) 4月～9月の実習前に行います。
- 5) 主として附属特別支援学校で行います。

6 特例措置

特別な事情があり介護等体験、教育実習および教職実践演習の履修が困難と認められた場合には、履修を免除する特例措置が認められる場合があります。詳しくは、学務第一係に相談してください。ただし、特例措置が適用された場合には教育実習等が終了していても教員免許状の取得はできません。

3. 学校教育課程における学部教育科目

人間形成コース，教科教育コースおよび特別支援教育コースの共通事項として，履修基準表に基づき，次に示す学部教育科目の授業科目を履修してください。

(1) 課程共通

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数		修得単位数	
			必修	選択		
基礎演習科目	基礎演習 コンピューティング	1 1	2 2		4	
基盤教育科目	「教育の基礎的理解に関する科目」 教職入門 教育の思想と歴史 教育の心理学 教育社会学 } 注1 教育経営 } 特別支援教育総論 教育課程論	1 2～4 2～4 2～4 2～4 1 2～4	2 2 2 1 1	 2 2	10 以上	65 以上
	「道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目」 教育方法論 特別活動論 道徳教育の理論と方法 生徒・進路指導論 教育相談の理論と方法 総合的な学習の時間の理論と実践	2～4 2～4 1 2 2 1	1 2 2 2 2 1		10	
	「教育実践に関する科目」 教育実習Ⅰ事前指導・事後指導 教育実習Ⅰ（小学校） 教職実践演習	3 3 4	1 4 2		7	
	「教科及び教科の指導法に関する科目」 小教専国語 } 小教専社会科 } 小教専算数 } 小教専理科 } 小教専生活科 } 小教専家庭科 } } 注2 小教専音楽 小教専図工 小教専体育 小教専英語 初等教科教育法（国語） 初等教科教育法（社会） 初等教科教育法（数学） 初等教科教育法（理科） 初等教科教育法（英語） 初等教科教育法（生活） 初等教科教育法（音楽） 初等教科教育法（図画工作） 初等教科教育法（体育） 初等教科教育法（家庭）	1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	 2	38 以上	

学校インター ンシップ科目	教育実地研究	1	2		4以上
	スクールデー実践A（教材研究）	2		2	
	スクールデー実践B	2		2	
	（初等教育フィールドワーク研究）	注3			
	スクールデー実践C	2		2	
	（アシスタント・ティーチャー）				
	学外活動・学外学習Ⅰ	1～4		2	
卒業研究 関連科目	学外活動・学外学習Ⅱ（※）	注4		2	6
	学外活動・学外学習Ⅲ（※）	1～4		2	
		1～3		2	
その他の科目	課題研究A, B, C（ゼミナール）	3	2		
	卒業研究A, B, C	4	4		
	生涯学習概論（※）	2～4		2	
	野外教育実践	3～4		2	
	初等家庭科実習	3～4		1	
	初等教育フィールド ワーク研究 3b, 4a, 4b	注5	3～4	2	

注1…2科目のうち1科目2単位以上を選択履修してください。

注2…国語，社会科，算数，理科，生活科，家庭科の6教科中5教科以上を選択履修してください。

注3…「スクールデー実践A・B・C」の3科目のうち，1科目2単位を選択履修してください。ただし，「教育実地研究」の単位を修得していないと履修はできません。

注4…学外活動・学外学習の内容は社会活動や教育ボランティアです。「学外活動・学外学習Ⅱ」は全学教育科目の「学外活動（教育ボランティア）」と重複して単位を修得することはできません。

注5…小学校教員を希望する学生を対象とした科目です。電子シラバスを参照して受講してください。なお，これらの科目は「その他」の区分で増加単位扱いとなりますので注意してください。

（※）は教員免許状取得に必要な単位として算入可能な科目です。

(2) 中学校教職関連科目

教科教育コースの授業科目として次の中学校教職関連科目が開講されます。教科教育コースの学生は、「中学校共通科目」から3単位と所属する専門領域の「教科教育法に関する科目」から8単位を合わせて、11単位以上修得してください。

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
中学校共通科目	教育実習Ⅱ 事前指導・事後指導 教育実習Ⅱ (中学校)	3 3	1 2		
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法 (国語Ⅰ)	2	2		
	中等教科教育法 (国語Ⅱ)	2	2		
	中等教科教育法 (国語Ⅲ)	2	2		
	中等教科教育法 (国語Ⅳ)	2	2		
	中等教科教育法 (社会Ⅰ)	2～4	2		
	中等教科教育法 (社会Ⅱ)	2～4	2		
	中等教科教育法 (社会・地理歴史Ⅰ)	2～4	2		
	中等教科教育法 (社会・地理歴史Ⅱ)	2～4		2	注1
	中等教科教育法 (社会・公民Ⅰ)	2～4	2		
	中等教科教育法 (社会・公民Ⅱ)	2～4		2	注1
	中等教科教育法 (数学Ⅰ)	2	2		
	中等教科教育法 (数学Ⅱ)	3	2		
	中等教科教育法 (数学Ⅲ)	3	2		
	中等教科教育法 (数学Ⅳ)	4	2		
	中等教科教育法 (理科Ⅰ)	2	2		
	中等教科教育法 (理科Ⅱ)	2	2		
	中等教科教育法 (理科Ⅲ)	2	2		
	中等教科教育法 (理科Ⅳ)	2	2		
	中等教科教育法 (音楽Ⅰ)	2	2		
	中等教科教育法 (音楽Ⅱ)	2	2		
	中等教科教育法 (音楽Ⅲ)	2	2		
	中等教科教育法 (音楽Ⅳ)	2	2		
	中等教科教育法 (美術Ⅰ)	2	2		
	中等教科教育法 (美術Ⅱ)	2	2		
	中等教科教育法 (美術Ⅲ)	3	2		
	中等教科教育法 (美術Ⅳ)	3	2		
	中等教科教育法 (保健体育Ⅰ)	2	2		
	中等教科教育法 (保健体育Ⅱ)	2	2		
	中等教科教育法 (保健体育Ⅲ)	2	2		
	中等教科教育法 (保健体育Ⅳ)	2	2		
	中等教科教育法 (技術Ⅰ)	2	2		
	中等教科教育法 (技術Ⅱ)	2	2		
	中等教科教育法 (技術Ⅲ)	3	2		
	中等教科教育法 (技術Ⅳ)	3	2		
	中等教科教育法 (家庭Ⅰ)	2	2		
	中等教科教育法 (家庭Ⅱ)	2	2		
	中等教科教育法 (家庭Ⅲ)	2	2		
	中等教科教育法 (家庭Ⅳ)	3	2		
	中等教科教育法 (英語Ⅰ)	2～4	2		
	中等教科教育法 (英語Ⅱ)	2～4	2		
	中等教科教育法 (英語Ⅲ)	3～4	2		
	中等教科教育法 (英語Ⅳ)	3～4	2		
	中等教科教育法 (書道Ⅰ)	2～4	2		注2
	中等教科教育法 (書道Ⅱ)	2～4	2		
	中等教科教育法 (工業Ⅰ)	3～4	2		
	中等教科教育法 (工業Ⅱ)	4	2		

注1…中学校「社会」、高校「地理歴史」、高校「公民」の教員免許状を取得する場合

① 中学校「社会」のみを取得する場合

中等教科教育法（社会Ⅰ）、中等教科教育法（社会Ⅱ）、中等教科教育法（社会・地理歴史Ⅰ）、中等教科教育法（社会・公民Ⅰ）の計4科目8単位を修得してください。

② 中学校「社会」と、高等学校「地理歴史」を取得する場合

上記①に加えて、中等教科教育法（社会・地理歴史Ⅱ）の計5科目10単位を修得してください。

③ 中学校「社会」と、高等学校「公民」を取得する場合

上記①に加えて、中等教科教育法（社会・公民Ⅱ）の計5科目10単位を修得してください。

注2…高校「国語」、「書道」の教員免許状を取得する場合

① 「国語」のみを取得する場合

中等教科教育法（国語）を4科目8単位修得してください。

② 「国語」および「書道」の教員免許状を取得する場合

中等教科教育法（国語）を4科目8単位と中等教科教育法（書道）2科目4単位の計12単位を修得してください。

(3) 専門領域科目

1 人間形成コース

人間形成コースでは、各専門領域に応じて、次に示す専門領域科目から26単位以上を修得しなければなりません。

教育基礎

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
教育基礎科目	教育人間学	2～4		2	16単位以上選択
	現代教育思想論	2～4		2	
	学校社会論	2～4		2	
	発達社会学	2～4		2	
	生徒指導	2～4		2	
	青少年問題論	2～4		2	
	教育方法学Ⅰ	2～4		2	
	教育方法学Ⅱ	2～4		2	
	環境教育論Ⅰ	2～4		2	
	環境教育論Ⅱ	2～4		2	
	教育行財政学	2～4		2	
	教育と法	2～4		2	
	生涯発達の思想と方法Ⅰ	2～4		2	
	生涯発達の思想と方法Ⅱ	2～4		2	
	教育学入門Ⅰ	2	2		
	教育学入門Ⅱ	2		2	
	教育学演習	3		2	
その他関連科目	その他の科目			8以下	
合 計			26以上		

注…その他関連科目について

「その他関連科目」は、①専門領域科目のうち中学校等の教員免許状取得に必要な授業科目、②日本語教育単位修得に必要な授業科目です。卒業に必要な単位として認められるのは8単位までです。

心理発達

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
心理発達科目	心理統計法	2	2		
	教育データ解析	3	2		
	心理学基礎実験	2	2		
	心理査定実習	2	2		
	心理学特殊実験演習	3	2		
	人間理解と支援の心理学	1	2		
	生涯発達心理学	2～4		2	2単位以上
	認知発達心理学	2～4		2	選択
	教授・学習心理学	2～4		2	2単位以上
	学習動機づけ論	3～4		2	選択
	性格心理学	3～4		2	2単位以上
	学校社会心理学	2～4		2	選択
	臨床心理学	2～4		2	
	教育相談学	2～4		2	2単位以上
	心理療法論	2～4		2	選択
	精神医学	2～4		2	
その他関連科目	犯罪臨床心理学	2～4		2	
	児童学	3～4		2	
	体育心理学	2～4		2	
	知的障害児の心理	2～4		2	
	聴覚障害の心理	2～4		2	
	肢体不自由児の心理・生理・病理	2～4		2	
	神経・精神医学概論	2～4		2	
	教育評価	2～4		2	
合 計				26以上	

注…その他関連科目について

1. 中学校教諭免許状、特別支援学校教諭免許状を取得するための科目として修得する場合は、「その他関連科目」として認めません。
2. 卒業に必要な単位として認められる単位数は4単位までです。

日本語教育

この専門領域では、日本語という一言語を通じて世界の人々が相互に理解し、助け合い、共生できるようにするために日本語教育に関する基礎実践的な方法を学びます。開設授業科目は、発音、文法、文字などの日本語に関する基礎的科目と、日本語教授法、教材研究などの日本語教育の実践的方法に関する科目が主になりますが、外国人児童・生徒や成人に対する日本語教育実習を横浜市内の小学校や本学国際教育センター等で行います。異なる言語や文化を持つ現在の人間社会において相互に理解、扶助、共生する方法を探るのがこの専門領域の目標です。

なお、このプログラムは、国立大学の日本語教員養成学科・課程の設置にともなって1985年に文部省が示した「日本語教員養成のための標準的な教育内容（大学の学部日本語教育副専攻）」、および2016年に法務省入国管理局が策定した日本語教育機関の告示基準第1条第1項第13号口で求められた日本語教育に関する科目に準拠したものであり、所定の単位を修得したのものには修了書を授与します。

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
日本語教育科目	日本語教育概論（注1）	1	2		
	日本語教授法講義	3	2		
	日本語教育実習	4	4		
	言語学（注1）	1～4	2		
	日本語音声学（注1）	1～4	2		
	日本語文法論（注1）	2～4	2		
	日本語教育特講	2～4	2		
	日本語教材論（注1）	2～4	2		
	日本語インターンA	3		2	4単位以上 選択
	日本語インターンB	3		2	
	日本語インターンC	3		2	
	日本語インターンD	3		2	
	日本語教育演習	3	2		
	認知・言語習得演習	3	2		
合 計			26以上		

- ・注1の科目は隔年開講になる場合があります。

2 教科教育コース

所属する専門領域に応じ、「中学校」と記載がある表に掲載された授業科目（専門領域ごとに示されている下表の授業科目）から、必修、免許取得上必修、選択必修の指定がある授業科目（以下「必修等の授業科目」という。）を20単位以上、および前掲の「中学校教職関連科目（P. 24）」から11単位以上を修得してください。

所属する専門領域以外の教員免許取得を希望する者は、取得可能かどうか等を、各専門領域の教員に相談してください。なお、取得に必要な単位については、P. 45に詳しく記載してあります。

国 語

中学校・高等学校「国語」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概説	2～4	2		
	日本語史A	2～4		2	*
	日本語史B	2～4		2	*
	日本語学演習	3～4		2	
国文学（国文学史を含む。）	日本文学講読ⅠA	2～4		2	*2単位
	日本文学講読ⅠB	2～4		2	*以上選択
	日本文学講読ⅡA	2～4		2	*2単位
	日本文学講読ⅡB	2～4		2	*以上選択
	日本文学講義ⅠA	2～4		2	*
	日本文学講義ⅠB	2～4		2	*
	日本文学講義ⅡA	2～4		2	*
	日本文学講義ⅡB	2～4		2	*
	日本文学演習Ⅰ	3～4		2	
	日本文学演習Ⅱ	3～4		2	
漢文学	中国古典文学講読A	2～4		2	*2単位
	中国古典文学講読B	2～4		2	*以上選択
	中国古典文学講義A	2～4		2	*
	中国古典文学講義B	2～4		2	*
	中国古典文学演習	3～4		2	
書道（書写を中心とする。）	書写実技	2	4		
	書法ⅠA	2～4		2	*
	書法ⅠB	2～4		2	*
	書法ⅡA	2～4		2	*
	書法ⅡB	2～4		2	*
	書道史	2～4		2	*
	書論・鑑賞	2～4		2	*

注…表中「備考」欄に*のマークのある科目については、隔年開講です。

注…日本文学講読Ⅰ・Ⅱ、および中国古典文学講読は、それぞれいずれかを必ず履修すること。

注…日本語学演習、日本文学演習Ⅰ・Ⅱ、および中国古典文学演習のうちから1つ以上履修すること。

注…高等学校国語の教員免許状を取得する場合、国語の専門科目のうち、「国語学、国文学、漢文学」で各領域1単位以上、合計20単位以上を修得してください。「書道」の科目区分にある科目は高等学校国語の教員免許状取得に必要な単位には算入できません。

高等学校「書道」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
書道（書写を含む。）	書写実技	2	4		
	書法ⅠA	2～4		2	*
	書法ⅠB	2～4		2	*
	書法ⅡA	2～4		2	*
	書法ⅡB	2～4		2	*
書道史	書道史	2～4	2		*
「書論・鑑賞」	書論・鑑賞	2～4	2		*
「国文学，漢文学」	日本文学講読ⅠA	2～4		2	* 2単位
	日本文学講読ⅠB	2～4		2	* 以上選択
	日本文学講読ⅡA	2～4		2	* 2単位
	日本文学講読ⅡB	2～4		2	* 以上選択
	日本文学講義ⅠA	2～4		2	*
	日本文学講義ⅠB	2～4		2	*
	日本文学講義ⅡA	2～4		2	*
	日本文学講義ⅡB	2～4		2	*
	日本文学演習Ⅰ	3～4		2	
	日本文学演習Ⅱ	3～4		2	
	中国古典文学講読A	2～4		2	* 2単位
	中国古典文学講読B	2～4		2	* 以上選択
	中国古典文学講義A	2～4		2	*
	中国古典文学講義B	2～4		2	*
	中国古典文学演習	3～4		2	

注…表中「備考」欄に*のマークのある科目については，隔年開講です。

※国語領域以外の学生が高等学校「書道」の免許状を取得する場合はP. 31を参照してください。

国語領域以外の学生で、「国語」および「書道」の免許状を取得する者は、以下に示す単位を満たすようにしてください。

＜国語領域以外の学生で中学校の「国語」（１種）免許状を取得する者＞

- 1 中学校「国語」の専門科目「国語学、国文学、漢文学、書道」で各領域１単位以上、２０単位以上
- 2 中等教科教育法（国語）８単位
- 3 中学校「国語」の専門科目、基盤教育科目のうち履修していない「教育社会学」「教育経営」、
「学外活動・学外学習Ⅱ」「学外活動・学外学習Ⅲ」「生涯学習概論」より４単位以上
- 4 教育実習Ⅱ（人間形成コースおよび特別支援教育コースの学生）

＜国語領域以外の学生で高校の「国語」免許状を取得する者＞

- 1 国語の専門科目のうち、「国語学、国文学、漢文学」で各領域１単位以上、合計２０単位以上
上[「書写実技」を含め、書道科目は免許科目になりません。]
- 2 中等教科教育法（国語）８単位
- 3 国語の専門科目のうち「国語学、国文学、漢文学」領域の科目、基盤教育科目のうち履修していない「教育社会学」「教育経営」、
「学外活動・学外学習Ⅱ」「学外活動・学外学習Ⅲ」「生涯学習概論」より４単位以上
- 4 教育実習Ⅱ（人間形成コースおよび特別支援教育コースの学生）

＜国語領域以外の学生で高校の「書道」免許状を取得する者＞

- 1 書道の専門科目「書道、書道史」、「書論・鑑賞」および「国文学、漢文学」で各領域１単位以上、合計２０単位以上
- 2 中等教科教育法（書道）４単位
- 3 書道の専門科目、基盤教育科目のうち履修していない「教育社会学」「教育経営」、
「学外活動・学外学習Ⅱ」「学外活動・学外学習Ⅲ」「生涯学習概論」より８単位以上
- 4 教育実習Ⅱ（人間形成コースおよび特別支援教育コースの学生）

社 会

中学校「社会」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
日本史及び外国史	日本史概論Ⅰ	2～4	} 2	2	隔年開講
	日本史概論Ⅱ	2～4		2	
	世界史概論Ⅰ	2～4	} 2	2	隔年開講
	世界史概論Ⅱ	2～4		2	
	考古学概論	2～4		2	隔年開講
	日本史史料講読A, B	2～4		各2 (注)	隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講
	世界史史料講読A, B	2～4		各2 (注)	
	現代史史料講読A, B	2～4		各2 (注)	
	古文書実習	2～4		2	
	日本史演習A, B	2～4		各2 (注)	
	世界史演習A, B	2～4		各2 (注)	
	現代史演習A, B	2～4		各2 (注)	
	日本史特論	2～4		2	
	世界史特論	2～4		2	
	社会科教育史演習A, B	2～4		各2 (注)	
地理学（地誌を含む。）	人文地理学	2～4		2	隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講
	人文地理学演習A, B	2～4		各2 (注)	
	自然地理学	2～4		2	
	自然地理学演習A, B	2～4		各2 (注)	
	地理学実験実習	2～4		2	
	地理学野外実習Ⅰ	2～4		2	
	地理学野外実習Ⅱ	2～4		2	
	地域教材研究論演習A, B	2～4		各2 (注)	
	地誌学A	2～4	} 2	2	
	地誌学B	2～4		2	
「法学, 政治学」	法学概論	1～4	2		隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講 隔年開講
	国際法	2～4		2	
	憲法	2～4		2	
	法学演習A, B	2～4		各2 (注)	
	国際学Ⅰ（政治学）	2～4		2	
	国際学Ⅱ（国際関係論）	2～4		2	
「社会学, 経済学」	経済学概論	1～4	2		隔年開講
	国際経済論	2～4		2	
	経済学特論	2～4		2	
	経済学演習A, B	2～4		各2 (注)	
「哲学, 倫理学, 宗教学」	倫理学概論	1～4	} 2	2	
	倫理学特論	2～4		2	
	倫理学演習A, B	2～4		各2 (注)	
	社会思想史演習A, B	2～4		各2 (注)	

(注)「史料講読」及び「演習」科目の履修の順序等については、各担当教員の指示に従うこと。

高等学校「地理歴史」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考	
			必修	選択		
日本史	日本史概論Ⅰ	2～4	2	2	隔年開講	
	日本史概論Ⅱ	2～4		2		
	日本史史料講読A, B	2～4		各2 (注1)	随時開講	
	現代史史料講読A, B	2～4		各2 (注1)		
	日本史演習A, B	2～4		各2 (注1)		
	現代史演習A, B	2～4		各2 (注1)		
	日本史特論	2～4		2		
	古文書実習	2～4		2		
考古学概論	2～4	2		隔年開講		
外国史	世界史概論Ⅰ	2～4	2	2	隔年開講	
	世界史概論Ⅱ	2～4		2	隔年開講	
	世界史史料講読A, B	2～4		各2 (注1)	随時開講	
	世界史演習A, B	2～4		各2 (注1)		
	世界史特論	2～4		2		
	社会科教育史演習A, B	2～4		各2 (注1)		
人文地理学及び 自然地理学	人文地理学	2～4	2	各2 (注1)	隔年開講 隔年開講	
	人文地理学演習A, B	2～4	2			各2 (注1)
	自然地理学	2～4				
	自然地理学演習A, B	2～4				
	地理学実験実習	2～4		2		
	地理学野外実習Ⅰ	2～4		2		
	地理学野外実習Ⅱ	2～4		2		
	地域教材研究論演習A, B	2～4	各2 (注1)			
地誌	地誌学A	2～4	2	2	隔年開講	
	地誌学B	2～4		2	隔年開講	

高等学校「公民」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	法学概論	1～4	2	2 各2 (注1) 2 (注2) 2 (注2)	隔年開講 随時開講 随時開講
	国際法	2～4	2		
	憲法	2～4			
	法学演習 A, B	2～4			
	国際学Ⅰ (政治学)	2～4			
	国際学Ⅱ (国際関係論)	2～4			
「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	経済学概論	1～4	2	2 各2 (注1)	隔年開講
	国際経済論	2～4	2		
	経済学特論	2～4			
	経済学演習 A, B	2～4			
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	倫理学概論	1～4	2	2	
	倫理学特論	2～4		2	
	倫理学演習 A, B	2～4		各2 (注1)	
	社会思想史演習 A, B	2～4		各2 (注1)	

(注1)「史料講読」及び「演習」科目の履修の順序等については、各担当教員の指示に従うこと。

(注2)教育職員免許法施行規則上、高等学校「公民」免許を取得する場合、必ずしも政治学分野の科目を履修する必要はない。ただし政治学分野の科目を履修したい場合には、「国際学Ⅰ(政治学)」と「国際学Ⅱ(国際関係論)」を併せて履修しなければならない。

社会領域所属の学生で高等学校の「地理歴史」「公民」の免許状を取得する者へ

中学校「社会」の免許状取得に必要な科目の他に，次の1～3を満たすこと

1. 「地理歴史」，「公民」それぞれの表より20単位以上
2. 「地理歴史」では中等教科教育法（社会・地理歴史Ⅱ）を，「公民」では中等教科教育法（社会・公民Ⅱ）をそれぞれ2単位
3. 1の教科の専門領域科目，基盤教育科目のうち履修していない「教育社会学」「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」「学外活動・学外学習Ⅲ」「生涯学習概論」より8単位以上

※ 他領域所属の学生も上に準じますが，詳しくは社会科教育講座・講座代表に問い合わせてください。

数 学

中学校・高等学校「数学」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
代数学	代数学Ⅰ	2	2		
	代数学Ⅱ	2		2	
	代数学Ⅲ	3		2	
幾何学	幾何学Ⅰ	2	2		
	幾何学Ⅱ	2		2	
	幾何学Ⅲ	3		2	
	数学演習	4		2	
解析学	解析学Ⅰ	2	2		
	解析学Ⅱ	2		2	
	解析学Ⅲ	3		2	
「確率論, 統計学」	確率・統計Ⅰ	3	2		
コンピュータ	コンピュータ概論Ⅰ	3	2		

注意事項

代数学Ⅰ，幾何学Ⅰ，解析学Ⅰの各科目の履修が各科目Ⅱ以降の履修開始条件です。

理 科

中学校・高等学校「理科」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
物理学	物理学概説Ⅰ	2	1		*
	物理学概説Ⅱ	2	2		*
	物理学特講Ⅰ	3～4		2	
	物理学特講Ⅱ	3～4		2	
	物理学総合演習	4		2	
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	2	2		*
化学	化学概説Ⅰ	2	1		*
	化学概説Ⅱ	2	2		*
	化学特講Ⅰ	3～4		2	
	化学特講Ⅱ	3～4		2	
	化学総合演習	4		2	
化学実験(コンピュータ活用を含む。)	化学実験(コンピュータ活用を含む。)	2	2		*
生物学	生物学概説Ⅰ	1	1		*
	生物学概説Ⅱ	2	2		*
	生物学特講Ⅰ	3～4		2	
	生物学特講Ⅱ	3～4		2	
	生物学総合演習	4		2	
生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	2	2		*
地学	地学概説Ⅰ	1	1		*
	地学概説Ⅱ	2	2		*
	地学特講Ⅰ	3～4		2	
	地学特講Ⅱ	3～4		2	
	地学総合演習	4		2	
地学実験(コンピュータ活用を含む。)	地学実験(コンピュータ活用を含む。)	2	2		*
その他関連科目	理科教育特講Ⅰ	3～4		2	
	理科教育特講Ⅱ	3～4		2	
	理科教育総合演習	4		2	

注…教育実習の履修より前に、備考欄*の付いた各科目を全て履修していること。

注…表中「その他関連科目」の科目は教員免許状取得に必要な単位には算入できません。

音 楽

中学校・高等学校「音楽」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
ソルフェージュ	ソルフェージュ	2	2		
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	声 楽Ⅰ	2	2		
	声 楽Ⅱ	2		2	
	声楽演習Ⅰ	3		2	
	声楽演習Ⅱ	3		2	
	合 唱Ⅰa	2～4	1		
	合 唱Ⅰb	2～4	1		
	合唱演習	3～4		2	
器楽（合奏及び伴奏ならびに和楽器を含む。）	ピアノⅠ	2	2		
	ピアノⅡ	2		2	
	ピアノ演習Ⅰ	3		2	
	ピアノ演習Ⅱ	3		2	
	器楽合奏Ⅰ（管弦打等）	2～4	2		
	器楽合奏Ⅱ（和楽器）	2～4	2		
指揮法	指揮法	3	2		
音楽理論，作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	音楽理論	2	2		
	作曲法Ⅰ	3	2		
	作曲法Ⅱ	4		2	
	音楽史概説Ⅰ	2	2		
	音楽史概説Ⅱ	2～4		2	
その他関連科目	合唱指導法	3		2	

注…表中「その他関連科目」は，教員免許状取得に必要な単位に算入できません。

美術

中学校・高等学校「美術」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
絵画（映像メディア表現を含む。）	絵画実技Ⅰ	2	1		
	絵画実技Ⅱ	2	1		
	絵画実技Ⅲ	3～4		2	
	絵画実技Ⅳ	3～4		2	
彫 刻	彫刻実技Ⅰ	2	1		
	彫刻実技Ⅱ	2	1		
	彫刻実技Ⅲ	3～4		2	
	彫刻実技Ⅳ	3～4		2	
デザイン（映像メディア表現を含む。）	構成デザイン実技Ⅰ	2	1		
	構成デザイン実技Ⅱ	2	1		
	構成デザイン実技Ⅲ	3～4		2	
	デザイン概論	3～4		2	
工 芸	構成工芸実技Ⅰ	2	1		
	構成工芸実技Ⅱ	2～4		1	
	造形図学Ⅰ	2	2		
	造形図学Ⅱ	2～4		2	
美術理論及び美術史（鑑賞ならびに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術理論	3	2		
	美術史	3	2		
	美術鑑賞	3～4		2	隔年開講
	美術史実地指導	3～4		2	隔年開講

注…高等学校「美術」の科目区分には「工芸」は含まれません。高等学校「美術」の免許を取得するには、工芸以外の「絵画、彫刻、デザイン、美術理論及び美術史」で各領域1単位以上、合計20単位以上修得してください。

保健体育

中学校・高等学校「保健体育」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
体育実技	器械運動（実習）	2	1		※1, 2, 3 それぞれか ら1単位 以上選択
	陸上競技（実習）	2	1		
	ダンス（実習）	2	1		
	バレーボール（実習）※1	3		1	
	バスケットボール（実習）※1	2		1	
	ソフトボール（実習）※1	3		1	
	テニス（実習）※1	3		1	
	柔道（実習）※2	2		1	
	剣道（実習）※2	2		1	
	水泳（実習）※3	2		1	
	野外活動・スキー（実習）※3	3		1	
「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	体育心理学	2		2	2単位以上 選択
	体育社会学	2		2	
	運動方法学	2	2		
	体力科学	2		2	
	バイオメカニクス	3		2	
生理学（運動生理学を含む。）	トレーニング論	2		2	
	運動生理学	2	2		
衛生学及び公衆衛生学	栄養学	2		2	
	衛生学・公衆衛生学	3	2		
学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健・小児保健（精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	2	2		偶数年開講 奇数年開講
	安全教育・救急処置	3		2	
	健康教育	3		2	
	健康管理学	3		2	
	健康社会学	3		2	

技 術

中学校「技術」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
木材加工（製図及び実習を含む。）	木材加工学及び実習Ⅰ（製図を含む。）	2～4	2		※
	木材加工学及び実習Ⅱ（製図を含む。）	3～4		1	
	木材材料学	3～4		2	
	木材加工学演習	3		2	
金属加工（製図及び実習を含む。）	金属加工学及び実習（製図を含む。）	2～4	2		※
機械（実習を含む。）	機械通論及び実習	3～4	2		
	機械基礎	3～4		2	
	機械基礎演習	3		2	
電気（実習を含む。）	基礎電気学及び実習	2～4	2		※
	電気基礎	4		2	
	電気基礎演習	3		2	
栽培（実習を含む。）	栽培学及び実習	2	2		※
情報とコンピュータ（実習を含む。）	情報基礎及び実習	3	1		

中学校技術科教育実習前に※のついた各科目の単位を修得していることが望ましい。

高等学校「工業」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
工業の関係科目	木材加工学及び実習Ⅰ（製図を含む。）	2～4	2		
	木材加工学及び実習Ⅱ（製図を含む。）	3～4		1	
	木材材料学	3～4		2	
	木材加工学演習	3		2	
	木材工学	3～4		2	
	金属加工学及び実習（製図を含む。）	2～4	2		
	機械通論及び実習	3～4	2		
	機械基礎	3～4		2	
	機械基礎演習	3		2	
	ものづくり基礎工学	2～4		2	
	基礎電気学及び実習	2～4	2		
	電気基礎	4		2	
	電気基礎演習	3		2	
	電子情報基礎演習	4		2	
	情報基礎及び実習	3	1		
職 業 指 導	職業指導	3～4	2		

注…高等学校「工業」の免許を取得する場合は、授業科目区分「工業の関係科目」から28単位、「職業指導」から2単位、工業科教育法4単位、教育実習Ⅱが必要です。

家庭科

中学校「家庭」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）Ⅰ	2	2		
	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）Ⅱ	2	2		
	消費生活論	3～4		2	
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学	3	2		
	被服造形学及び実習Ⅰ	2	2		
	被服造形学及び実習Ⅱ	2～4		2	
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食品・栄養学Ⅰ	2	2		
	食品・栄養学Ⅱ	2	2		
	調理学及び実習Ⅰ	2	2		
	調理学及び実習Ⅱ	3～4		2	
	食物学実験	3～4		2	隔年開講
住居学	住居学（製図を含む。）	2	2		
	住居学演習	3～4		2	
保育学（実習を含む。）	保育学（実習及び家庭看護を含む。）	2	2		
	児童学	3～4		2	

高等学校「家庭」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）Ⅰ	2	2		
	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）Ⅱ	2	2		
	消費生活論	3～4		2	
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学	3	2		
	被服造形学及び実習Ⅰ	2	2		
	被服造形学及び実習Ⅱ	2～4		2	
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食品・栄養学Ⅰ	2	2		
	食品・栄養学Ⅱ	2	2		
	調理学及び実習Ⅰ	2	2		
	調理学及び実習Ⅱ	3～4		2	
	食物学実験	3～4		2	隔年開講
住居学（製図を含む。）	住居学（製図を含む。）	2	2		
	住居学演習	3～4		2	
保育学（実習及び家庭看護を含む。）	保育学（実習及び家庭看護を含む。）	2	2		
	児童学	3～4		2	
家庭電気・機械及び情報処理	生活情報処理	3～4	2		
	家庭電気	2～4	2		隔年開講

注…中学校「家庭」（１種）免許状取得に必要な科目の他に、「生活情報処理」と「家庭電気」を履修する必要があります。

英 語

中学校・高等学校「英語」

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
英語学	英語学Ⅰ	2～4	2		
	英語学Ⅱ	2～4	2		
	英語学Ⅲ	2～4	2		
	英語学Ⅳ	2～4		2	
	第二言語習得論	2～4		2	
	応用言語学	2～4		2	
英語文学	英語文学論Ⅰ	2～4	2		
	英語文学論Ⅱ	2～4		2	
英語コミュニケーション	English CommunicationⅠ	2～4	2		
	English CommunicationⅡ	2～4	2		
	English CommunicationⅢ	2～4		2	
	English CommunicationⅣ	2～4		2	
異文化理解	英語圏文化論	2～4	2		

3 特別支援教育コース

特別支援教育コースでは、次の表の教員免許状取得上必修とされている授業科目を含め、所定の単位を修得しなければなりません。本コースで取得できる領域は以下の通りです。

1 種：知的障害者に関する領域、肢体不自由者に関する領域、病弱者に関する領域

2 種：知的障害者に関する領域

※ 1 種については追加で「聴覚障害者に関する領域」が取得できます。（注 4 参照）

授業科目区分		授 業 科 目	履修 年次	主 免 許		副免（１種）		副免（２種）	
				必修	選択	必修	選択	必修	選択
特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育概論	１～４	２		２		２	
特別支援教育に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	障害児の生理と病理	２～４	２		２		２	
		知的障害児の心理	２～４	２		２		２	
		肢体不自由児の心理・生理・病理	２～４	２		２			２
		神経・精神医学概論	２～４	２		２			２
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児の教育	１～４	２		２		２	
		知的障害児の教育課程	１～４	２		２		２	
		障害児運動教育指導論	２～４	２		２			２
		病弱児指導論	２～４	２		２			２
	その他	特別支援教育アセスメント演習	２	２					
		特別支援教育研究法演習	２	２					
		特別支援教育特講	２	２					
		自立活動	２～４		２		２		
		聴覚障害と行動理論入門	１～４		２		２		２
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害児の教育	２～４	２	１	２	１		２ ２ １
		聴覚障害の心理	２～４	２		２			
		LD等教育総論	２～４	２		２			
		重複障害児の指導	２～４	２		２			
		視覚聴覚障害	２～４						
心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習		教育実習Ⅲ（事前指導，事後指導を含む）	３	３		３		３	
合 計				３ ５ 以上		２ ９ 以上		２ ０ 以上	

注 1 …「特別支援教育特講」、「特別支援教育アセスメント演習」及び「特別支援教育研究法演習」は、特別支援教育コースの学生のみが履修できます。

注 2 …特別支援教育コース以外の学生が、特別支援学校教諭 1 種免許状あるいは 2 種免許状の取得を希望する場合は、副免許状の必修とされた授業科目をすべて履修し、選択科目についても可能な範囲で履修することが望ましい。履修に当たっては必ず講座で実施する副免履修者のためのオリエンテーションに参加してください。

注 3 …特別支援学校での教育実習を履修するためには、「知的障害児の教育」、「知的障害児の心理」、「障害児の生理と病理」、「知的障害児の教育課程」、「特別支援教育概論」の中から、3 科目以上の単位を修得していることが望ましい。

注 4 …「聴覚障害者に関する領域」を追加したい場合は、次頁の心理・生理・病理の 3 科目から 4 単位以上、教育課程・指導法の 4 科目から 4 単位以上履修すること。いずれも集中で開講されるので、開講日に注意すること（P. 4 4 表参照）。

注 5 …特別支援教育コースの専門科目のうち、「特別支援教育概論」、「知的障害児の教育」、「知的障害児の教育課程」、「聴覚障害と行動理論入門」については 1 年次から履修することができます。

※ P. 4 3 注 4 関連表。

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位
心理・生理・病理	聴覚障害と行動理論入門	1～4	2
	聴覚障害児の聴覚活用と参加の支援	2～4	2
	ろうの歴史と文化	2～4	2
教育課程・指導法	聴覚障害乳幼児教育の実際	2～4	2
	聴覚障害者の高等教育	2～4	2
	聴覚障害児の言語指導	2～4	2
	聴覚障害児の教育	2～4	1

（４）卒業で取得できる免許状以外の免許状の取得（副免許）

1. 高等学校 1 種免許状の取得

以下の（１），（２）それぞれの場合において，次の科目の単位修得が必要です。

（１） 所属する専門領域と同じ教科の場合

中学校の単位の他に，次の科目から 4 単位以上

○履修していない専門領域科目

○履修していない「教育社会学」「教育経営」

○「学外活動・学外学習Ⅱ」「学外活動・学外学習Ⅲ」「生涯学習概論」

ただし，国語領域の学生が「書道」，社会領域の学生が「地理歴史」「公民」を取得する場合は上記の 4 単位に加え，更に 4 単位を加えた計 8 単位以上の取得が必要です。

（２） 所属する専門領域で取得する教科以外の教科の場合

次の 2 項目のとおり

2. 所属する専門領域で取得する教科以外の中学校 1 種及び高等学校 1 種免許状の取得

次の科目の単位修得が必要です。高等学校「工業」は P. 40 を参照してください。

（１） 取得しようとする教科（専門領域科目）の各授業科目区分からそれぞれ 1 単位以上必修を含め計 20 単位以上

（２） 次の科目から 4 単位以上

○（１）より履修していない専門領域科目

○履修していない「教育社会学」「教育経営」

○「学外活動・学外学習Ⅱ」「学外活動・学外学習Ⅲ」「生涯学習概論」

ただし，中学校 1 種で「国語」「社会」を取得し，高等学校 1 種の「書道」，「地理歴史」「公民」を取得する場合は上記の 4 単位に加え，更に 4 単位を加えた計 8 単位以上の取得が必要です。

（３） 取得しようとする教科の中等教科教育法 8 単位（「書道」「地理歴史」「公民」は 4 単位）

（４） 教育実習Ⅱ（人間形成コースおよび特別支援教育コースの学生）

3. 所属する専門領域で取得する教科以外の中学校 2 種免許状の取得

次の科目の単位修得が必要です。

（１） 取得しようとする教科の各授業科目区分からそれぞれ 1 単位以上必修を含め計 10 単位以上

（２） 取得しようとする教科の中等教科教育法 2 単位

（３） 教育実習Ⅱ（人間形成コースおよび特別支援教育コースの学生）

4. 教員免許取得上の注意

教育職員免許法施行規則に定められている科目を履修するにあたり，専門領域によっては上記の単位では不足する場合があります。詳しくは免許状取得を希望する教科のページを参照のうえ，必ず各専門領域の教員に相談してください。

関係法令

○教育基本法

昭和22年 3月31日法律第25号

改正 平成18年12月22日法律第120号

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。ず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営むうえで必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設

の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

○学校教育法（抄）

昭和22年3月31日法律第26号
改正 平成30年6月1日法律第39号

第1章 総 則

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第6条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (4) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又これに加入した者

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

第9章 大 学

第83条 大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第85条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第86条 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。

第87条 大学の修業年限は4年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる。

2 略

第88条 大学の学生以外の者として、一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

第89条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第87条第2項に規

定する課程に在学するものを除く。)で当該大学に3年(同条第1項ただし書きの規定により修業年限を4年を超えるものとする学部)の学生にあつては、3年以上で文部大臣の定める期間)以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

第99条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 略

第100条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第102条 大学院に入学することのできる者は、第83条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者としてすることができる。

2 略

第104条 大学(第108条第2項の大学(以下この条において「短期大学」という。))を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

3 略

4 略

5 略

○学校教育法施行規則（抄）

昭和 22 年 5 月 23 日 文部省令 11 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日 文部科学省令第 24 号

第 1 節 設備、編制、学部及び学科

第 142 条 大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和 31 年 文部省令第 28 号）、大学通信教育設置基準（昭和 56 年 文部省令第 33 号）、大学院設置基準（昭和 49 年 文部省令第 28 号）及び専門職大学院設置基準（平成 15 年 文部科学省令第 16 号）の定めるところによる。

第 2 節 入学及び卒業等

第 145 条 学位に関する事項は、学位規則（昭和 28 年 文部省令第 9 号）の定めるところによる。

第 146 条 学校教育法第 88 条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第 31 条第 1 項 又は短期大学設置基準第 17 条第 1 項 に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第 90 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第 30 条第 1 項 又は短期大学設置基準第 16 条第 1 項 の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

第 147 条 学校教育法第 89 条 に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

- (1) 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第 89 条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- (2) 大学が、大学設置基準第 27 条の 2 に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。
- (3) 学校教育法第 87 条第 1 項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもつて修得したと認められること。
- (4) 学生が、学校教育法第 89 条 に規定する卒業を希望していること。

○教育職員免許法（抄）

公布昭和24年5月31日法律第147号

改正平成31年4月1日

第2章 免許状

（種類）

第4条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、1種免許状及び2種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては専修免許状及び1種免許状）に区分する。

3 特別免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

(1) 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか1以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教

(2) 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教

6 略

第4条の2 略

（授与）

第5条 普通免許状は、別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には授与しない。

(1) 18歳未満の者

(2) 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有する者と認めた者を除く。

(3) 成年被後見人又は被保佐人

(4) 禁錮以上の刑に処せられた者

(5) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

(6) 第11条第1項から3項までの規定により免許状取り上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(7) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2～6 略

7 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

第5条の2 略

（教育職員検定）

第6条 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。

2 学力及び実務の検定は、第5条第3項及び第6項、前条第3項並びに第18条の場合を除くほか、別表第3又は第5から別表第8までに定めるところによって行わなければならない。

3～4 略

第7条 略

第8条 略

（効力）

第9条 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあっては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び3項において同じ。）において効力を有する。

2～6 及び**第9条の2～5** 略

別表第1（第5条、第5条の2関係）

第1欄		第2欄	第3欄	
免許状の種類 所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	7 5	
	1種免許状	学士の学位を有すること。	5 1	
	2種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 1	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	1種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	2種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 7	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 5	
	1種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	2種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 5	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	1種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		5 0
	1種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		2 6
	2種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		1 6
備 考				
1 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第2から別表第8までの場合においても同様とする。）。				
2 第2欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。				

- 2の2 第2欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の場合においても同様とする。）。
- 2の3 第2欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- 3 高等学校教諭以外の教諭の2種免許状の所要資格に関しては、第3欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 4 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは1種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の2種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- 5 第2欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- イ 文部科学大臣が第16条の3第3項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
- ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの
- 6 前号の認定課程には、第3欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
- 7 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの1種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- 8 1種免許状（高等学校教諭の1種免許状を除く。）に係る第3欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの2種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。
- 9 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、前号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

○教育職員免許法施行規則（抄）

昭和29年10月27日文部省令第26号
改正 平成30年12月26日文部科学省令第34号

第1章 単位の修得方法等

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第1条の2 免許法別表第1から別表第8までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学院設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第14条第2項及び第3項、大学通信教育設置基準（昭和50年文部省令第33号）第5条、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項、専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第11条第2項及び第3項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）第5条に定める基準によるものとする。

第1条の3 免許法別表第1備考第2号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第2条 免許法別表第1に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	1種免許状	2種免許状
最低修得単位数	第2欄	領域および保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	16	12
			保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の現念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4	4
			幼児理解の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
			教職実践演習	2	2	2
	第6欄	大学が独自に設定する科目		38	14	2
備考						
1 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的						

事項を含む科目のうち以上の科目について修得するものとする。

- 2 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 3 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第9条の表備考第7号及び第8号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は1単位以上を修得するものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。
- 4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 5 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。
 - イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
 - ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。
 - ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。
- 6 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第1項の表備考第5号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有する者として認定したものを含む。次条第1項の表備考第5号及び第4条第1項の表備考第7号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。
- 7 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。
- 8 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項及び第9条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、「2単位」とあるのは「1単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 9 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第22項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。次号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、領域

及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。

9の2 前号に規定する実務証明責任者は、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び附則第22項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第3の第3欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第67条の表第3欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。

10 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。

11 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位（2種免許状の授与を受ける場合にあつては6単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条第1項及び第4条第1項の表の場合においても同様とする。）。

12 教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。）並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。附則第10項の表備考第2号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。）の単位のうち、2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。

13 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもつてあてることができる。

14 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「1種免許状又は2種免許状」とあるのは「1種免許状」と読み替えるものとする。）。

イ 専修免許状領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ 1種免許状又は2種免許状領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第3条 免許法別表第1に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	1種免許状	2種免許状
最低修得単位数	第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	30	16
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の現念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	10	6
		総合的な学習の時間の指導法			
		特別活動の指導法			
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第5欄 教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
		教職実践演習	2	2	2
	第6欄 大学が独自に設定する科目		26	2	2
備考					
1 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第1項及び第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第3号及び第11条の2の表備考第2号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。					
2 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。					
3 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を、2種免許状の授与を受ける場合にあつては、6以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち2以上を含む。）についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。					
4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係					

る部分に限る。)の単位の修得方法は、専修免許状又は1種免許状の場合は2単位以上、2種免許状の場合は1単位以上修得するものとする(次条第1項の表の場合においても同様とする。)	
5	教育実習は、小学校、幼稚園、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第1項の表備考第7号及び第5条第1項の表備考第3号において同じ。)及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。
6	各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあつては2単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあつては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもつてあてることができる。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第4条 免許法別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところとする。

第1欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	1種免許状	2種免許状
最低修得単位数	第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	28	12
			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の現念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	10 (6)	6 (3)
			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (6)	10 (6)	6 (4)
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	5 (3)	5 (3)	5 (3)
			教職実践演習	2	2	2
	第6欄	大学が独自に設定する科目		28	4	4

備 考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。
 - イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）」
 - ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」
 - ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
 - ニ 理科 物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
 - ホ 音楽 ソルフエージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）」
 - ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）」
 - ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」
 - チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」
 - リ 技術 木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）」
 - ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）」
 - ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
 - ヲ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
 - ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
 - カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
- 2 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 3 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 4 第1号中「 」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする（次条第1項、第9条、第15条第2項、第18条の2及び第64条第2項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもって水産と替えることができる。）」についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。
- 5 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第74条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 6 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合にあっては8単位以上を、2種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を

	修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「8単位以上を、2種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上」とあるのは「4単位以上」と読み替えるものとする。」。
7	教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第1項の表備考第3号の場合においても同じ。）の教育を中心とするものとする。
8	教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）
8の2	前号に規定する実務証明責任者は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部及び附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第3の第3欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第67条の表第3欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
9	音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第5条 免許法別表第1に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	1種免許状
最低修	第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項		
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	24	24
	第3欄	教育の基礎的	教育の現念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10

得 単 位 数		理 解 に 関 す る 科 目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	(4)	(4)
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8 (5)	8 (5)
			特別活動の指導法		
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
			生徒指導の理論及び方法		
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	3 (2)	3 (2)
			教職実践演習	2	2
	第6欄	大学が独自に設定する科目		3 6	1 2
備 考					
1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。					
イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学					
ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌					
ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」					
ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ					
ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」					
ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）」					
ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）」					
チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）」					
リ 書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」					
ヌ 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」					
ル 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」					
ヲ 看護 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習					
ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学					

	(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)、住居学(製図を含む。)、保育学(実習及び家庭看護を含む。)、家庭電気・家庭機械・情報処理
カ	情報 情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理(実習を含む。)、情報システム(実習を含む。)、情報通信ネットワーク(実習を含む。)、マルチメディア表現・マノレ芳メディア技術(実習を含む。)、情報と職業
ヨ	農業 農業の関係科目、職業指導
タ	工業 工業の関係科目、職業指導
レ	商業 商業の関係科目、職業指導
ソ	水産 水産の関係科目、職業指導
ツ	福祉 社会福祉学(職業指導を含む。)、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解
ネ	商船 商船の関係科目、職業指導
ナ	職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
ラ	英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
ム	宗教 宗教学、宗教史、「教理学、普帯」
2	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
3	教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。
4	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
5	数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数(専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数)のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。
6	工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(専修免許状に係る単位数については、免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数)の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。
- 第7条** 免許法別表第1に規定する特別支援学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		最低修得単位数					
		第1欄	第2欄		第3欄		第4欄
		特別支援教育の基礎論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒に付いての教育実習
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
免許状の種類							
特別支援学校教諭	専修免許状	2	16		5		3
	1種免許状	2	16		5		3
	2種免許状	2	8		3		3
備考							
1 第1欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。 2 第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。 イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。） ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。） 3 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。 4 第4欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ第1欄から第3欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。 5 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第3の第3欄と同様とする（第5項第3号においても同様とする。）。							

- 2 免許法別表第1に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。
- 3 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第1項の表備考第2号イ又はロに定める単位を修得するものとする。
- 4 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。この場合において、第1項の表の第3欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。
- 5 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。
- (1) 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第1項の表第2欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
- イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（2種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る1単位以上を含む。）
- ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ1単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下この号において「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ1単位（2種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあつては当該心理及び教育課程等に関する科目1単位）以上
- (2) 前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。
- (3) 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員に限り、2種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員を含む。）として1年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。
- 6 第4項の規定は、前2項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第5項」と読み替えるものとする。
- 7 免許法別表第1備考第6号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第1項から第4項までに定める修得方法の例によるものとする。

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

平成9年6月18日 法律第90号

改正 平成27年6月24日法律第46号

(趣旨)

第1条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第2条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第5条第1項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第1項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

第3条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第4条 小学校又は中学校又は義務教育学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

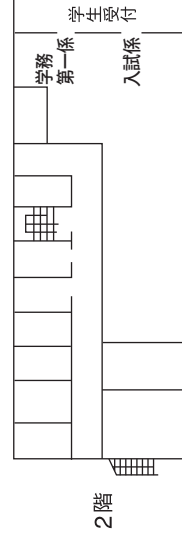
附則

1 この法律は、平成10年4月1日から施行する。

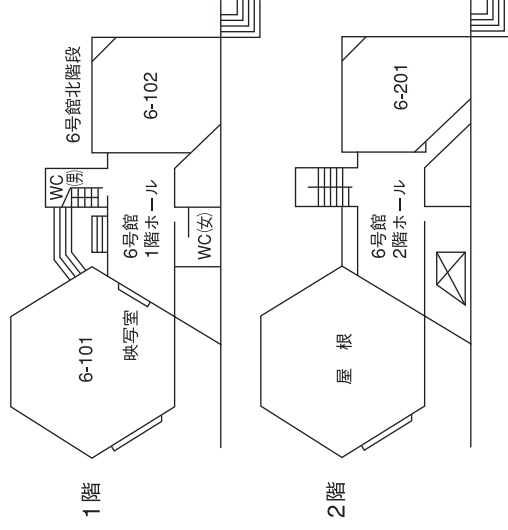
2 この法律の施行の日前に大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得た者については、第2条第1項の規定は、適用しない。

図面平面空務事び棟義講部学育教

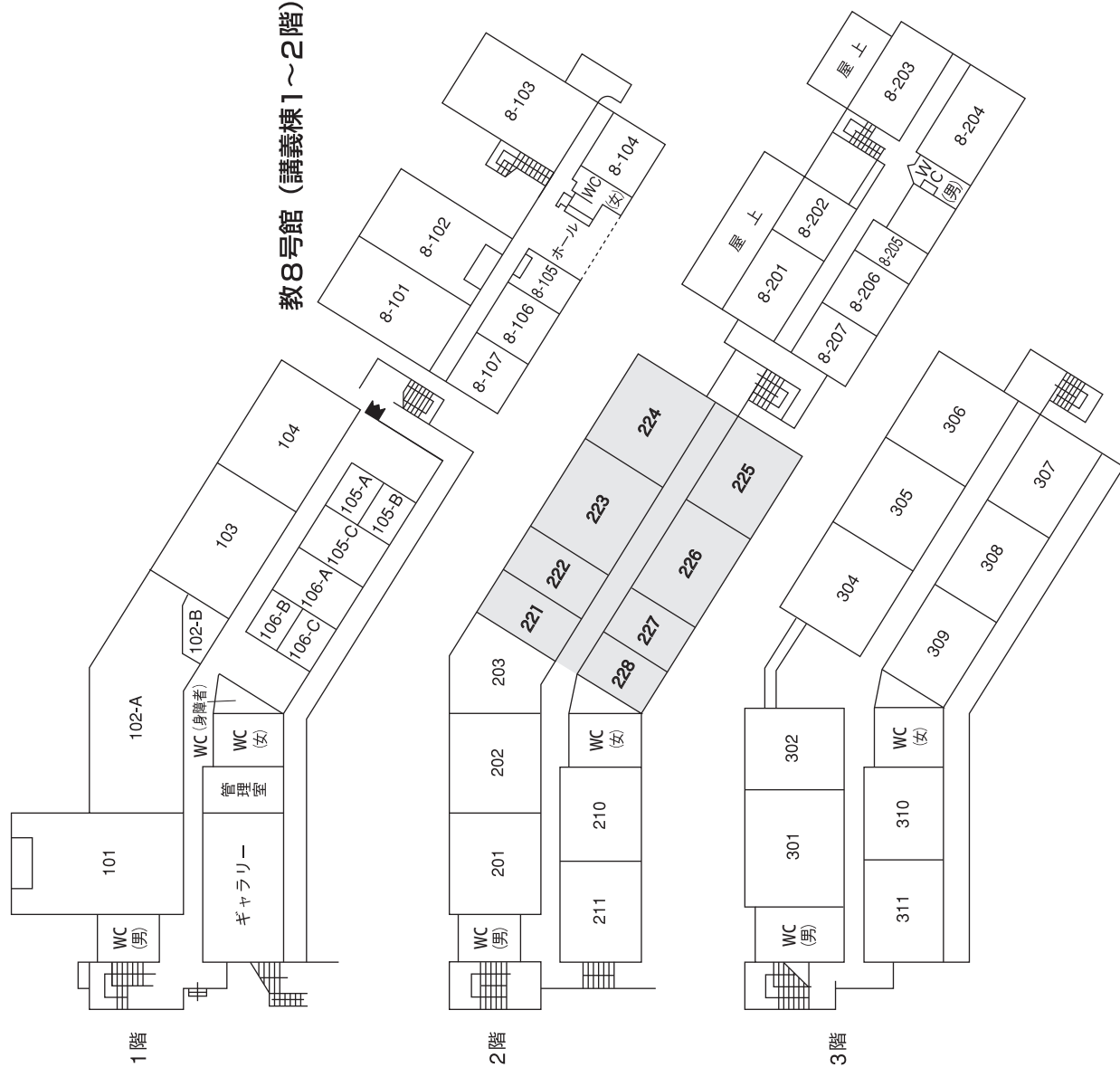
教育学部事務局(2階)



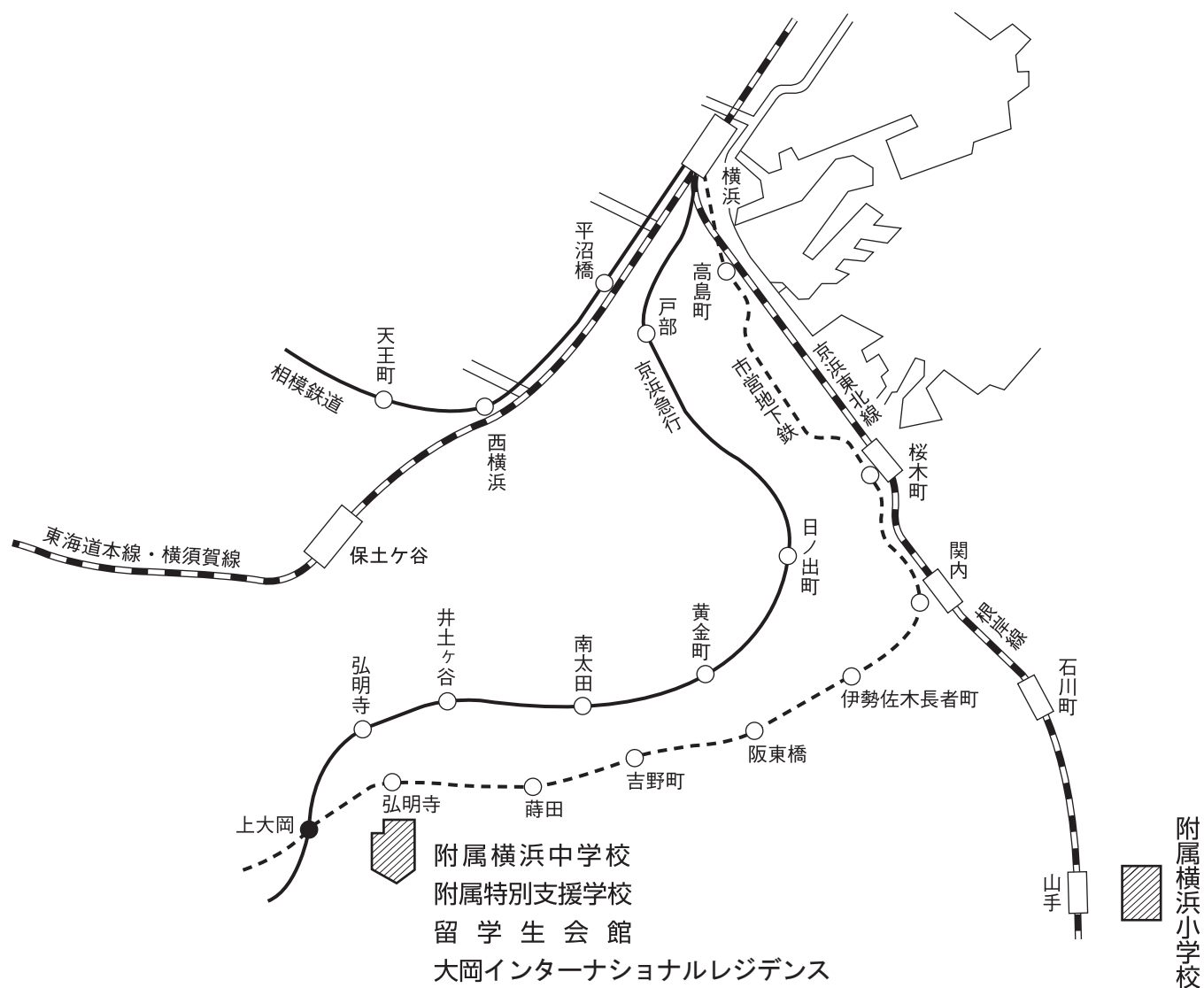
教6号館(講義棟1~2階)



教7号館(講義棟1~3階)



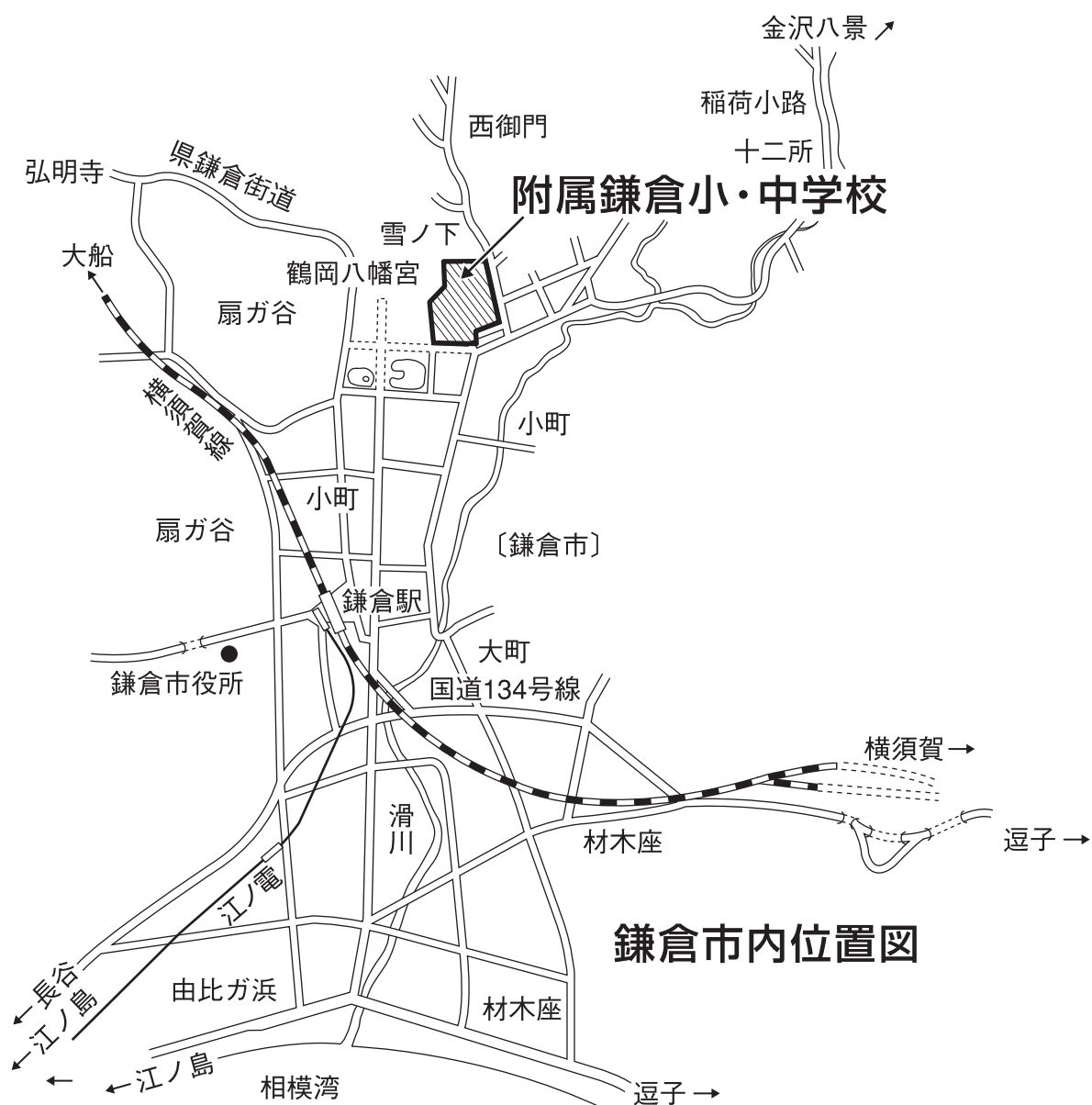
附属横浜小・中学校、特別支援学校



所在地

- 附属横浜小学校
〒231-0845 横浜市中区立野64
TEL 045 (622) 8321
- 附属横浜中学校
〒232-0061 横浜市南区大岡2-31-3
TEL 045 (742) 2281
- 附属特別支援学校
〒232-0061 横浜市南区大岡2-31-3
TEL 045 (742) 2291

附属鎌倉小・中学校



所在地

- 附属鎌倉小学校
〒248-0005 鎌倉市雪の下3-5-10
TEL 0467 (22) 0647
- 附属鎌倉中学校
〒248-0005 鎌倉市雪の下3-5-10
TEL 0467 (22) 2033